



第二次瑞浪市環境基本計画



平成25年3月
瑞浪市

はじめに



本市は、人と地球にやさしい生活環境づくりを目指し、良好な自然資源に恵まれた住環境の中で、豊かな生態系のある自然環境を育んできました。

しかしながら、現在の経済活動は大量生産、大量消費、大量廃棄による環境への負荷など市民生活様式の変化、都市化の進展による公害、生活排水等の水質汚濁、廃棄物の増加などによる生活環境の悪化や地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊などの地球規模での環境問題が生じています。

このため、自然の保全や豊かな環境づくりという視点から多様化した都市社会の中で、人と自然とのふれあいの場が求められています。

先人により築かれた自然資源の豊かな環境を市民共有の貴重な財産と考え、将来の世代に確実に引き継いでいくことは、今を生きる私たちに課せられた責務といえます。

こうした中、本市では平成 11 年 12 月に「瑞浪市環境基本条例」を制定するとともに、この条例に基づき平成 14 年 3 月に「環境基本計画」を策定しました。

策定から 10 年がたち、この間、予測を上回る少子高齢化の進行や、地方分権の進展などがありました。不燃物最終処分場など着実に都市基盤の充実を図ってまいりました。

また、平成 23 年 3 月 11 日、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が人と人との「絆」を大切にしながら、相互扶助と連帯の下で各々の役割を担っていくことの必要性和、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要であるという意識を共有しました。

本計画は環境保全活動を積極的に推進するために、市民、事業者、行政が一体となって、それぞれの役割のもとに、実践と相互に協働して取組むための指針となるものです。

本計画の改訂を契機として、「風土と人の力で育む豊かな自然と文化のまち・瑞浪」の実現を目指し努力してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの市民及び事業者の皆様、長期間にわたりご審議いただきました「環境審議会」の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

瑞浪市長 水野光二

目 次

序 章 瑞浪市環境基本計画のあらまし	1
序.1 環境基本計画策定の背景	2
序.2 環境基本計画の性格と役割	3
序.3 計画期間と目標年次	3
序.4 環境基本計画の対象	4
序.5 環境基本計画の評価	5
第1章 環境の保全と創出に向けた課題等の整理	7
1.1 自然環境	9
1.2 社会環境	10
1.3 生活環境	12
1.4 エネルギー利用・循環・保全活動	13
1.5 市民・事業者の意識（アンケート調査結果）	14
1.6 地区別の現状と課題	16
第2章 望ましい環境像と環境基本目標の設定	29
2.1 望ましい環境像	30
2.2 環境基本目標設定への背景	31
2.3 環境基本目標	33
第3章 環境の保全と創出への施策体系	37
3.1 施策の体系	38
3.2 4つの基本目標を実現するための施策	39
第4章 計画の推進・進行管理の策定	40
4.1 計画の推進	41
4.2 推進体制	42
4.3 進行管理	42
4.4 計画の見直し	42
資料編	43

序章

瑞浪市環境基本計画の あらまし

序章では、瑞浪市環境基本計画を策定するにあたっての背景・社会情勢、本計画の役割や位置づけ、計画の期間、対象地域など、計画の前提や基本的な事項について整理します。

序章 瑞浪市環境基本計画のあらまし

序. 1 環境基本計画策定の背景

瑞浪市は、岐阜県の南東部に位置し、土岐市、恵那市など3市2町に接しています。古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治・経済・文化が流入して栄えた歴史のあるまちです。現在は国道19号、中央自動車道、JR東海中央本線などが整備され、名古屋市へ鉄道利用で40分の交通条件から、通勤圏となっています。また、中央自動車道瑞浪インターチェンジ周辺では、各種の文教・体育施設や公的研究機関の集積が図られています。

瑞浪市の環境行政においては、平成11年12月に「瑞浪市環境基本条例」が制定され、同条例の中で「環境基本計画の策定」が位置づけられました。平成14年3月、本条例に基づき瑞浪市環境基本計画（第一次）が平成23年度を目標年次として策定され、計画に基づき環境に関わる諸施策が進められてきました。

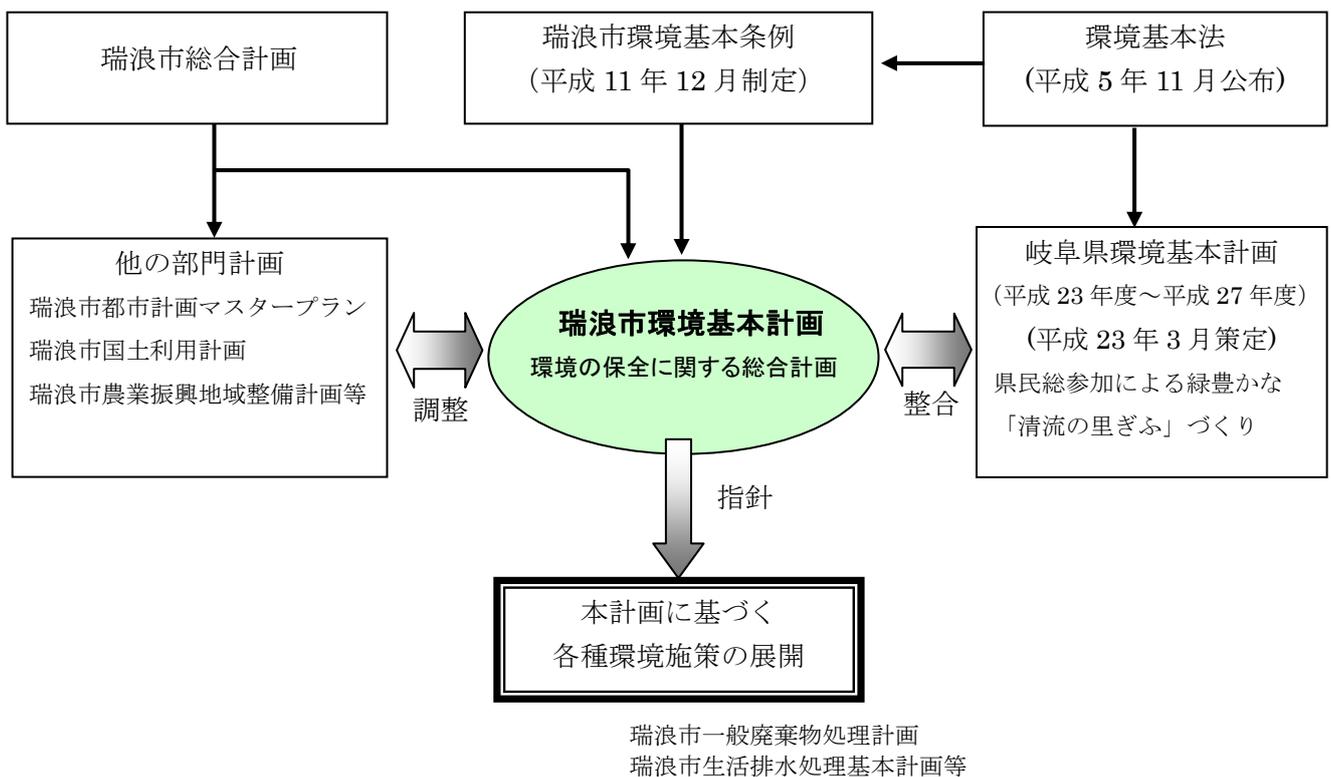
この間、環境を取り巻く情勢も変化し、国においては「温室効果ガス排出量を1990年(平成2年)比で2020年(平成32年)までに25%削減」という国際公約をふまえ地球温暖化対策の様々な取組みが進められています。また、生物多様性の保全とその持続可能な利用を見据えた社会の実現のために、平成20年に「生物多様性基本法」が制定され、平成22年には「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されるとともに、名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開かれ、名古屋議定書と平成23年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されるなど、生物多様性に向けた取組みについても重要性が増しています。

以上のような計画策定の背景のもとに、人、自然、さらには地球環境を視野におき、先人から受け継いできた瑞浪市の豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第二次の環境基本計画を策定することになりました。本計画においては、前計画の見直しを図りながら新たに施策体系を構築し、引き続き、多様な環境施策の持続的展開と発展を目指します。

序. 2 環境基本計画の性格と役割

環境基本計画は、環境の保全、改善、創出に関する基本的な計画です。本計画に基づき、市、市民、事業者の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境への負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものです。

- 市政運営の道標となる瑞浪市総合計画を環境面で支える計画です。
- 長期的な視点に立って、瑞浪市が目指す環境保全の道筋を示すものであり、市民・事業者・市が共有する瑞浪市の環境保全への基本認識を示すものです。
- 環境基本計画は瑞浪市における今後の環境施策の基本方向を示すものであり、市が施行する他の部門における環境保全の関連事項は、本計画に示す方向に沿って、策定、推進を図るものとします。



序. 3 計画期間と目標年次

第二次瑞浪市環境基本計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

なお、環境保全に対する社会情勢や科学技術の進歩、市民意識、社会ニーズの変化に合わせ、計画の実効性との調整から必要に応じ適宜見直しを図るものとします。

序. 4 環境基本計画の対象

(1) 対象とする地域

本計画の対象とする地域は瑞浪市全域とします。

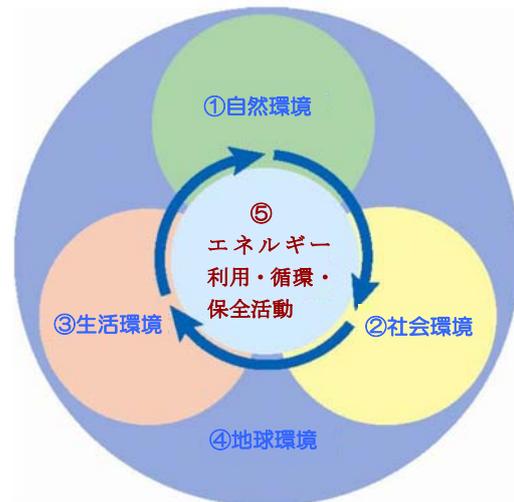
(2) 対象とする主体

計画を実行していく主体は、「市民」、「事業者」、「行政」です。これらの各主体の参画と協力により、環境基本計画を推進していくものとします。

(3) 対象とする環境・活動

環境には様々な対象が含まれ、それらは相互に関連しあっています。環境基本計画は大きく次の 5 つの視点から定義した環境と活動を対象としていきます。

- ① 自然環境（身の回りに存在する空気や水、土、生物など生き物の生存の基盤をつくる環境）
- ② 社会環境（風土の中で継承された歴史・文化資源、農村やまち並みのたたずまいなど、固有の歴史・文化に根ざした環境や産業、交通、公園などの社会生活での環境）
- ③ 生活環境（大気質、水質、騒音、悪臭、廃棄物など、人間が生活、活動することによって何らかの影響を受け、新たに公害などを発生する環境）
- ④ 地球環境（市域の枠を超えた地球的規模での環境）
- ⑤ エネルギー利用・循環・保全活動（環境保全に向けた市民・事業者・行政の行動）



序. 5 環境基本計画の評価

先の基本計画（平成 14 年～平成 23 年）の進捗状況を把握し、達成度合いについて評価を行いました。評価はその達成度合いに応じて 4 段階で行いました。

基本目標 1 瑞浪市の原点である里山や田園、川の保全と修復を図る

項目	数値目標等	評価
① 公園の整備	公園面積の確保と、質の高い一町一公園づくり	☆☆
② 地域制緑地区域	自然公園や緑地保全地区など地域制緑地面積を維持・拡大	☆☆
③ 優良農地の担保	優良農地の現状を維持・面積増	☆☆
④ 有機農業実践農家数及び有機農産物生産量（出荷額）	有機農業に取り組む農家数と、それに伴う有機農産物生産量（出荷額）のより一層の増加	☆☆
⑤ 瑞浪市農産物の地域消費量	地元農産物の地域消費量を増やしていく	☆☆
⑥ 自然観察会の開催回数	年4回以上の自然観察会を市が開催	☆☆
⑦ 希少動植物（RDB）リスト種	希少動植物の実態調査を行い、希少動植物の保護・育成に努める	☆☆

基本目標 2 市民一人ひとりの工夫を束ね、環境にやさしい瑞浪市を形成する

項目	数値目標等	評価
① ごみ処理量の削減	一般廃棄物は、年間総ごみ処理量の 20%の削減。	☆☆☆
② リサイクル率	資源のリサイクル率 23%。	☆☆☆
③ 家庭における省エネルギー	1 世帯あたりの電力使用量を 5%削減(2001 年度基準)、水使用量を 10%削減(2001 年度基準)。	☆☆
④ 公共施設におけるグリーン購入の普及率	公共施設における再生紙、再生作業用品などの利用普及を図り、グリーン購入の普及率を 100%とする。	☆☆
⑤ 下水道の普及率	公共下水道の早期計画区域の完成。公共下水道エリア外の農村地域における農業集落排水事業の対象地区の早期完成。 下水道事業区域外の地区における合併処理浄化槽の早期普及。	☆☆

<評価の記号について>

☆☆☆…成果を踏まえて発展的に推進していく項目

☆☆…達成に向けて更に継続していく項目

☆…改善の傾向にあるが、更なる努力が必要な項目

*…改善に至っていない、または見直しが必要な項目

注)「数値目標等」欄のゴシック文字は、数値目標等の要点を示しています。

項 目	数値目標等	評価
⑥ 河川及び湖沼の水質	市内の河川及び湖沼における、 全観測地点が環境基準を達成。	☆☆
⑦ 騒音・振動	一般環境騒音測定調査地点における規制基準値の達成状況を 全測定地点で維持 。振動に関しては、特定建設作業における事前届出の徹底、審査、指導を強化し、 振動の発生防止 。	☆☆
⑧ 大気汚染	二酸化硫黄と浮遊粉じんの測定値の環境基準の達成状況を、 全調査地点で維持 。二酸化窒素や光化学オキシダントについて、 早期に測定体制を整え るとともに環境基準を達成。	☆☆
⑨ 化学物質の汚染防止	環境ホルモンやダイオキシン類などの有害化学物質について、市内での監視体制を強化し 環境基準を達成 。	☆☆
⑩ 悪臭	悪臭防止法で定める規制物質が規制基準値を達成 。	☆☆☆

基本目標 3 瑞浪市らしい風土を活かし人とのふれあいができる快適環境を創出する

項 目	数値目標等	評価
① 美しい郷土景観の保全と創出	郷土景観ガイドラインの早期作成と瑞浪市 100 景の選定	*
② 祭りの参加者数	美濃源氏七夕まつりなど市内の祭りの 参加者の増加	☆☆☆
③ 環境保全活動に参加する市民団体数	環境保全活動に参加する 市民団体の年々増加	☆☆☆

基本目標 4 市民の誰もが参加でき、継続性のある計画の推進体制を実現する

項 目	数値目標等	評価
① 環境リーダー育成	環境リーダーが市内各地区での育成	☆
② 環境教育に取り組む学校数	市内の 全小・中学校で環境教育に取り組んでいく	☆☆
③ 環境おしかけ講座の開催数	環境おしかけ講座の隔月 1 回程度の開催	☆☆
④ 環境配慮事業所登録数	環境マネジメントシステム I S O 14001 認証取得事業所数 10 社以上 。市でも 環境マネジメントシステムを確立 。	*

<評価の記号について>

☆☆☆…成果を踏まえて発展的に推進していく項目

☆☆…達成に向けて更に継続していく項目

☆…改善の傾向にあるが、更なる努力が必要な項目

*…改善に至っていない、または見直しが必要な項目

注)「数値目標等」欄のゴシック文字は、数値目標等の要点を示しています。

第1章

環境の保全と創出に向けた 課題等の整理

第1章では、瑞浪の環境の成り立ちや現状を把握し、将来に向けた課題を整理します。その上で、環境まちづくりの方向性を導き出します。

瑞浪市における環境の現況を整理し、環境の保全と創出に向けた課題を整理しました。

環境の項目は、自然環境、社会環境、生活環境、エネルギー利用・循環・保全活動、市民の意識の5つに分類し、各項目の課題は1.1～1.5に整理し、各項目の重点課題をまとめました。また、1.6として地区別の現状と課題について整理しました。

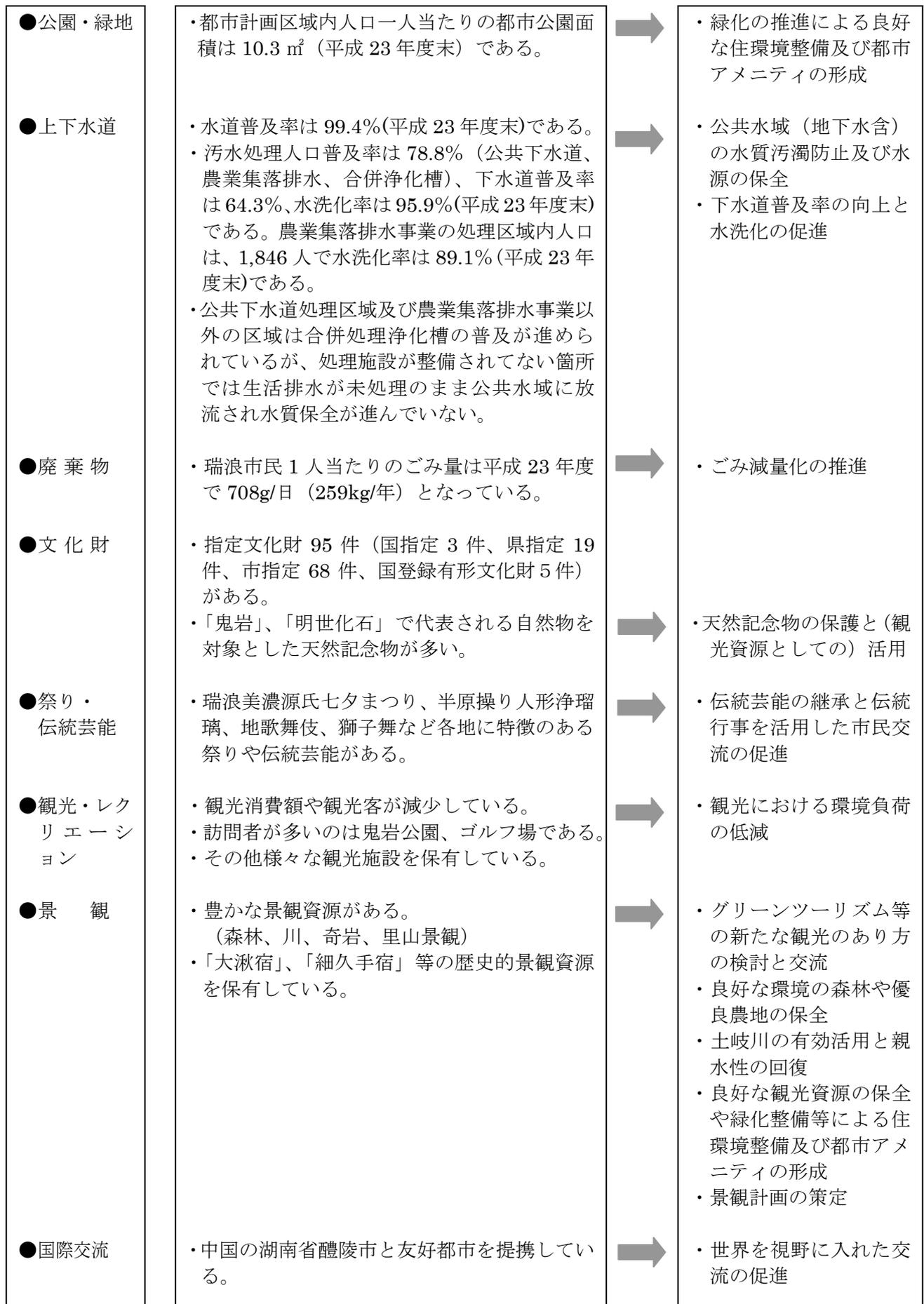
- 1.1 自然環境：地形・地質、河川・湖沼、生物、自然災害
- 1.2 社会環境：歴史・沿革、人口、産業、土地利用、法規制指定状況、交通、公園・緑地、上下水道、廃棄物、文化財、祭り・伝統芸能、観光・レクリエーション、景観、国際交流
- 1.3 生活環境：大気質、水質、騒音、振動、悪臭、公害苦情
- 1.4 エネルギー利用・循環・保全活動：リサイクル、電力利用、水道利用、水循環、環境保全活動、環境教育、環境美化
- 1.5 市民の意識：環境の現状、環境問題の認識、環境保全の取組みなど
- 1.6 地区別の現状と課題

1. 1 自然環境

項目	現況（問題点・特徴等）	課題
●地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼岩に代表される奇岩地形がある。 ・屏風山等の特徴的な地形が見られる。 ・新第三紀層に含まれる多様な化石群がある。 ・東濃丘陵地帯と総称される丘陵地形を形成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境教育への活用 ・特色ある地形保全
●河川・湖沼	<ul style="list-style-type: none"> ・市の中心部を土岐川が貫流している。土岐川、小里川を主体に護岸整備が進んでいる。 ・大きな自然の湖沼は少ない（人工湖：松野湖、竜吟湖、日吉防災ダム湖等とため池） 	<ul style="list-style-type: none"> ・多自然型河川の整備促進 ・水とのふれあい空間としての河川や池の活用
●生物	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年から 19 年度の市内全域を対象とした生物調査で、魚類 26 種、両生類 15 種、爬虫類 10 種、鳥類 145 種、哺乳類 57 種、植物 1,212 種、節足動物約 1,120 種、貝類 25 種が確認されており、絶滅危惧種等の生息も多数確認されている（『瑞浪市の生きものたち』瑞浪市教育委員会、2008 年）。 ・市内の山地部は、アカマツ・モチツツジ群集とコナラ群落を主体とする二次林で、いわゆる里山と称する樹林地で占められ、西部の土岐市寄りの山地にはクロマツ植林が多く、市域南部には、スギ・ヒノキ植林地が多くなっている。また、周伊勢湾要素植物群と呼ばれる湿地に特徴的な植物群も分布しており、ヒトツバタゴ・ハナノキの自生地が天然記念物に指定され保護されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定年的な動植物相調査の実施 ・貴重な動植物の保護と管理など生物多様性の確保 ・里山（落葉樹林）、水域環境の保全 ・身近な生き物の保全
●自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・近年はいわゆるゲリラ的豪雨の発生に伴い、日吉町、釜戸町、陶町等において、河川氾濫や法面崩壊等の災害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流出量の抑制と流下能力の増加

1. 2 社会環境

項目	現況（問題点・特徴等）	課題
●歴史・沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・古くから「焼きもの」の産地として知られる。 ・中山道の宿場「大湫宿」や「細久手宿」、「一里塚」等が残っている。 ・中山道、中馬街道などと呼ばれる道筋がある。 ・土岐氏（美濃源氏）の領国として文化が栄える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かした独創的なまちづくり
●人口	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化、少子化、高齢化が進行している。 ・近年人口は徐々に減少の傾向を見せている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の動向に応じた住環境の整備及び都市アメニティの形成 ・新旧市民の交流促進
●産業	<ul style="list-style-type: none"> ・産業は陶磁器製造が中心（小規模事業所が多い）である。 ・クリエイション・パークを中心として新たな企業が立地する。 ・農、製造業従事者の減少、サービス業従事者の増加がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体での環境配慮への取組みの推進 ・経営基盤の弱い中小企業の環境配慮への取組みの支援
●土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・総面積に対する林野面積は7割以上である。 ・土岐川が市街地の中心部を流れているが、ブロック張りなどで川への接近性が損なわれている。 ・ゴルフ場、別荘地が里山地域に見られる。 ・農用地、林野面積の減少、宅地・道路面積が増加している。 ・中心市街地での商業が衰退している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な環境の森林や優良農地の保全 ・土岐川の水辺を都市の潤い空間として活用 ・土岐川の有効活用と親水性の回復 ・住環境及び都市アメニティの形成
●法規制指定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市域北端の木曾川沿いと松野湖一帯が飛騨木曾川国定公園に指定されている。 ・農業振興地域の農用地は中央道北側及び JR 沿線、県道 66 号線沿いの小規模な平地を中心に分布している。 ・山地部は保安林や砂防指定を受けているところが多いが、日吉地区の林野は無指定地が多い。 ・竜吟峡一帯は、特別緑地保全地区に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な樹林地の保全 ・地域の景観を形成し、河川を潤す落葉樹林地の保全
●交通	<ul style="list-style-type: none"> ・市道の改良率、舗装率はそれぞれ 58.1%、74.8% で交通混雑が見られる。 ・国道 19 号、恵那御嵩線、多治見恵那線、武並土岐多治見線で道路が混雑している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路混雑の解消、道路の改良・歩道整備による沿道の環境改善（公害防止を含む）



1. 3 生活環境

項目	現況（問題点・特徴等）	課題
●大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル車の排気ガスが主要な要因である浮遊粒子状物質（細かいカーボンの粉）が環境基準の1時間値（基準 0.20mg/m³）を超える年がこれまでに数回あるのが認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な監視の実施
●水質（BOD）	<ul style="list-style-type: none"> ・土岐川のBODの環境基準は2~3mg/l以下であるが、この10年間（平成14年度~23年度）の値は概ね1.0~4.0mg/lであったが、中には基準を超えている測定地点があった。 ・小里川のBODの環境基準は3mg/l以下であるが、この10年間（平成14年度~23年度）の値は概ね1.0~4.0mg/lであったが、中には基準を超えている測定地点があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の保全および改善
●騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・県道上山田寺河戸線において、環境基準（昼65dB、夜間60dB）を超える時間帯がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区において24時間観測の実施 ・通行規制や騒音対策
●振動	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な振動調査は行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道19号や中央道沿道における調査の実施
●悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭発生源の大半が事業系となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭対策の啓発
●公害苦情	<ul style="list-style-type: none"> ・この10年間（平成14年度~23年度）の苦情件数は概ね160~200件/年程度で推移しており、不法投棄に関する苦情が一番多くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ不法投棄の対策 ・監視体制の強化

1. 4 エネルギー利用・循環・保全活動

項目	現況（問題点・特徴等）	課題
●リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・H12年9月から、市内全域で食品トレイの回収が開始された。 ・H11年度から金属資源ごみ及び古紙の持ち込み分の資源化を開始している。 ・H23年度の家庭ごみに占めるリサイクル率は23.4%で、集団回収による資源回収の占める割合が高い。 ・資源のリサイクルに関して、多品目の取組みを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源リサイクルのさらなる推進 ・ごみの減量化促進と資源化率の向上
●電力利用	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に瑞浪市地球温暖化対策実行計画を策定した。この計画により節電を推進し、温室効果ガスの削減に取り組んでいる。平成23年3月11日東北大震災後の電力逼迫に備えて、市民に節電の取組みをホームページで紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる節電の促進
●自然エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に努めるため、太陽光発電などの自然エネルギーの積極的な利用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金制度の充実による太陽光発電システムの普及
●水道利用	<ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりの水道使用量は、減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・節水の推進
●水循環	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水利用及び雨水浸透施設の整備は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水利用による節水 ・雨水浸透施設の整備による流出の抑制
●環境保全活動(市民)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、組織立った市民の環境保全活動は少ない。 ・任意団体や各自治会へのごみの出し方出前講座が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の環境活動の啓発を行う市民の情報交換の場の整備
●環境保全活動(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な助成や補助金の制度がある。 ・毎年、「環境フェアみずなみ」を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への効果的な情報伝達と利用の促進
●環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校とも総合的な学習の時間を中心に環境教育が実施されている。 ・ごみの分別やリサイクル、地域美化など実践的な教育が、学校を中心に進められている。 ・全ての小中学校でホームページが整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園から中学校までの体系的総合的教育の推進 ・地域の環境を活かした教育の推進 ・インターネットによる学習成果の発信
●環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ・草花による沿道美化が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道美化の推進

1. 5 市民・事業者の意識（アンケート調査結果）

項目	現況（問題点・特徴等）	課題
<p>(1) 市民</p> <p>●環境の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境については概ね満足度が高く、住みやすいと感じている人が多い。 ・水質やごみのポイ捨て、不法投棄に対する不満は高い。 ・自然とのふれあいやレクリエーション空間（スポーツ施設、公園、緑地）、大型商業施設が少ないと感じている人が多い。 ・近年減少している動植物や絶滅危惧種が報告される一方、外来生物の報告が目立つ。 ・交通が不便と感じている人は4割で、公共交通機関のルートや時刻表の改正を望む声が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の自然環境の維持と保全 ・水質浄化対策の促進 ・公園、緑地等の整備促進 ・貴重な生物の生息情報の確認 ・動植物生息環境の保護 ・コミュニティバスの充実
<p>●環境問題の認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題への認識は非常に高い。 ・地球温暖化とエネルギー問題への関心が強い。 ・身近な環境悪化の原因は、排水や廃棄物、ごみの不法投棄、自動車交通の増加とする意見が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ、省資源、リサイクルの促進 ・監視観測体制の強化
<p>●環境保全の取組み（市民）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手間やお金のかかる取組みはあまり実施されていない。 ・市民の外出時での配慮では、アイドリングストップの実施率が約6割、公共交通機関利用の実施率は3割弱である。 ・リサイクル実践活動の実施率が高い。 ・環境保全活動の参加率は低く、その主な原因は時間不足と情報の乏しさである。 ・子ども（小学生）も環境への関心は高く、多くの子どもがごみの分別やリサイクル、節電や節水等を実行しているが、緑化・清掃活動にはあまり参加していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成等の充実と情報提供による利用の促進 ・環境にやさしい行動を進めるインフラの整備 ・リサイクルの徹底による回収率の向上 ・活動情報の発信と活動グループのネットワークの形成 ・廃食油の回収ルートとシステムの確立
<p>●環境保全の取組み（行政）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な取組みが行われているが、市民への認知度は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な情報伝達方法の検討
<p>●環境保全の取組み（要望）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止が際立っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策の推進と監視体制の強化
<p>●望ましい環境像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい町のイメージは豊かな自然が身近にあり、安全で安心して暮らせるまちであり、水辺がきれいな川で高齢者や障がい者にやさしいまちづくりへの期待が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全を前面に出した環境像の設定 ・市民協働と人づくりに重きを置いた環境像の設定

項目	現況（問題点・特徴等）	課題
<p>(2) 事業者</p> <p>●環境配慮への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所周辺や市内の環境についての関心は高く、環境への配慮は企業の社会的な責務とする事業所が全体の6割強を占め、社会情勢・顧客ニーズ・イメージアップ・コスト削減等の面から取組みが必要と考えている事業所は多いが、実際に取組んでいる事業所は少ない。 ・市民から期待されていると感じる主な取組みは、「ごみの適正な処理」、「水や電気などの省エネ活動」、「公害対策」である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤の弱い中小企業への行政の支援
<p>●環境保全の取組み（事業者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関連した活動を積極的に取組みたいと考えている事業所は少ない。 ・節電、節水、環境美化、地域活動など設備投資のかからない取組みは盛んである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3者協働での環境保全 ・助成制度の創設 ・グリーン購入の推進
<p>●環境マネジメントシステムについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ISO14001」、「エコアクション 21」ともに関心は低く、関心はあっても取得準備には至らない事業所が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業所でも取得しやすい方法の確立 ・行政支援の必要性
<p>●行政施策への期待</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関する情報提供、ガイドラインの提示、公的融資や補助金、グリーン購入の推進、市民・事業者・行政の協働体制の確立を望む声が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の拡充と地域と事業者を結びつける仕組みの確立
<p>●市民からの期待</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が市民から期待されていると感じていることは「ごみの適正な処理に関する取組み（ごみの減量化・資源化の推進など）」と回答した事業所の割合が高かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による環境保全活動の推進

1. 6 地区別の現状と課題

<h3>(1) 日吉地区</h3>  <p>鬼岩紅葉</p>	<p><地区データ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 地区面積：5,422ha・ 地区人口：2,886人（平成23年）・ 人口密度：0.5人/ha <p>市で最も大きな面積の地区です。里山、田園、集落のほか、貴重な植物自生地、優れた景観、中山道宿場町の細久手宿など、多様な歴史的・環境的財産があります。畜産施設やレクリエーション施設との関わり方が大きな課題となっています。</p>	<p>● 日吉地区位置図</p> 
---	--	--

【日吉地区の環境の現状と課題】

◆ 地区の面積が広く多様な歴史的・環境的財産を持つ地区です。

- ・ 地区の大半を山林が占めており、その中にはヒトツバタゴ自生地やシデコブシ自生地が見られ、深沢峡の近辺ではシャクナゲ自生地やクマガイソウ自生地も見られます。また、中山道沿いの弁財天の池には、貴重な水生植物や昆虫類が数多く生育・生息しているなど、これらの貴重な自然環境については、積極的に保全していく必要があります。



- ・ 鬼岩公園、松野湖など、優れた景観を生かした観光資源があります。これらは瑞浪市を代表する資源でもあることから、住民の協力を得ながら保全・活用を図る必要があります。
- ・ 瑞浪市の中で最も地区面積が広く、その中にいくつもの農村集落が形成されています。環境保全活動を進めるには、住民全員の合意形成に向けた目標が必要です。
- ・ 飛騨木曾川国定公園においては、平成 23・24 年度で県補助を受けて鬼岩公園整備事業を行っており、PRにおいても鬼岩観光協会が積極的に行っていますが、組織の構成員の減少・高齢化への対応が今後の課題となっています。

◆中山道の宿場町「細久手宿」は地区のシンボルとなり得る集落景観です。

- ・細久手宿は伝統的な建造物が点在しており、大湫宿と並ぶ中山道の宿場町ですが、古い町並みは過疎化等により失われつつあります。この町並みを保全するとともに、周辺の景観にも配慮することによって、宿場町にふさわしい歴史的景観を創出する必要があります。



細久手提灯まつり

◆環境保全上の改善対策が推進されています。

- ・日吉地区には大規模な畜産施設や大きな排気音を伴うサーキット施設があり、これらの施設から発生する悪臭や騒音に関しては、地元住民から苦情が寄せられていました。市はこの間、岐阜県畜産研究所及び東濃家畜保健衛生所と連携し、臭気測定、水質検査など大規模養鶏場への指導を定期的を実施することにより、改善対策を推進しています。また、騒音についてはサーキット場の環境基準が設けられていないため、随時騒音測定を実施しています。
- ・日吉地区は、山間部が多く、地区全域において不法投棄をする人が後を絶たず、特に中山道沿いや道路から少し山中に入った地域では不法投棄が目立ちます。そのため、中山道の魅力向上と合わせて、ゴミの不法投棄に対する監視体制の強化を図る必要があります。市では平成 19 年 1 月より不燃ごみの有料化を開始しましたが、有料化に伴う不法投棄防止のための継続的な監視が必要です。
- ・農業集落排水事業の日吉南部地区の平成 23 年度末現在の処理区域内人口は、1,039 人で水洗化率は 87.3%です。

(2) 大湫地区



大湫宿

<地区データ>

- ・地区面積：864ha
- ・地区人口：394人（平成23年）
- ・人口密度：0.5人/ha

大湫集落を中心とした山間地域です。中山道の宿場町としての歴史をもち、里山と田園が生活域と密接に結びついた地域です。豊かな自然環境が良好に保たれています。

●大湫地区位置図



【大湫地区の環境の現状と課題】

◆市内では最も良好な自然環境が保全されています。

- ・ホテルをはじめ、貴重な動植物が地域一円に分布しています。これらの貴重な自然環境は地域ぐるみで保全していく必要があります。
- ・大湫地区では良好な里山が豊かな水源となっています。この水源をつくる里山を十分に管理、育成していく必要があります。
- ・大湫地区には美しい田園が広がっています。この田園は生産基盤だけでなく、多くの動植物の宝庫、自然の洪水調整の役割も担っています。住民の協力により保全を図る必要があります。
- ・農業集落排水事業の大湫地区の平成23年度末現在の処理区域内人口は、142人で水洗化率は94.4%です。



大湫ヒトツバタゴ自生地



大湫神明神社の大杉

◆住民が率先して自然を管理しています。

- ・地域の北部に広がる山林を水源かん養林として利用することが、永く地域の約束事となっています。この住民が定めた土地利用の考え方を後世に受け継ぐ必要があります。
- ・地域ぐるみで自然とのふれあいの場を整備し、管理しており、地域の誇りとして住民参加型の環境への取組みを受け継ぐ必要があります。



◆瑞浪市を代表する史跡「中山道」に関わる歴史的町並みがあります。

- ・大湫集落には古い町並みが保全されており、広く知られています。この町並みを永く後世に残す必要があります。
- ・中山道の整備区域（東海自然歩道・歴史の道）は、地元まちづくり組織、個人等が日常的な環境整備を行っています。現在、歴史の道整備事業において整備した大湫～釜戸町内の中山道の一部の区間を、国の史跡指定に向けて申請準備中です。
- ・大湫宿・細久手宿の環境保全においては地元保全団体が主体的に実施しており、中山道ボランティアガイドの会の発足により観光ガイドを実施しています。また、国の登録有形文化財として保々家住宅主屋、ほか3件が登録されていますが、建物の維持管理の義務が所有者に委ねられることや地元管理団体の高齢化など、登録有形文化財にかかわらず、保全活用上の課題となっています。



(3) 釜戸地区



釜戸ハナノキ

<地区データ>

- ・地区面積：3,043ha
- ・地区人口：3,374人（平成23年）
- ・人口密度：1.1人/ha

市を代表する観光資源である竜吟の滝、地区内に4つのゴルフ場などをもち、白狐温泉や歴史的な建造物である天猷寺などとあわせて市外から訪れる人の多い地区です。また、天然記念物のヒツバタゴやハナノキ及びネコギギなどの動植物の生息場所が散在する地区です。

●釜戸地区位置図



【釜戸地区の環境の現状と課題】

◆天然記念物や貴重な動植物が、地区内一円に分布する豊かな自然環境を備えています。

- ・釜戸ハナノキ自生地（神徳区）やヒツバタゴ自生地（宿区）が国の天然記念物の指定を受けています。その他、竜吟湖周辺には、シデコブシの群生地を含む湿地、地区東部にもヒツバタゴの大木、シデコブシの群落が散在しています。また、早春に羽化するギフチョウの採蜜植物となるカタクリの群落も育成しています。



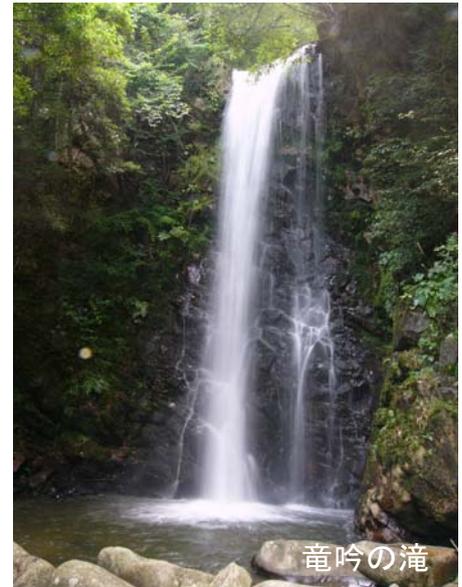
ヒツバタゴ

- ・佐々良木川と土岐川では近年、国の天然記念物であり、環境省の絶滅危惧種（IB類）に指定されているネコギギが発見されるとともに、土岐川では国の特別天然記念物であり、環境省の準絶滅危惧種に指定されているオオサンショウウオの生息も確認されています。また、大久後や論栃、神徳などの山間の水田ではホタルやドジョウも見られます。これらの生物は、すべて水域に棲んでいます。水質の汚染には大変弱く、農薬や家庭雑排水に対しても非常に敏感であるとともに、河川や水路の改修などが生息環境に大きく影響を及ぼしています。今後はこれらの生物が生息する環境を保全していくことが求められます。



ネコギギ

- ・釜戸地区の観光資源を代表する竜吟峡一帯は、花崗岩質の地盤で、散策路沿いに風化した岩石が露出しており落石の危険性が指摘される部分もあります。このような場所の安全性を確保し、人々が安心して利用できる空間整備が必要です。このためには、地盤調査を行い、周辺景観を阻害しない落石防止対策を講じることが求められます。
- ・ネコギギは、生息地が東海三県のみで、近年数が激減しているため、乱獲の防止や生息環境の保護を地域ぐるみで取組む必要があります。
- ・釜戸地区では、これまで竜吟峡の修景やドラゴン 21 の設置など、地域をアピールする取組みを、まちづくり推進協議会が中心となって地区の活性化を進めています。今後は地域の人々が環境保全活動の輪を通して、住民相互の連帯感のさらなる醸成を目指し、強力かつ効果的な地域環境づくりを推進していくことが望まれます。
- ・地区のシンボルともいえる竜吟峡は特別緑地保全地区として森林環境の保全が図られています。竜吟湖は、上流の大湫地区と一体となった水質浄化対策を講じる必要があります。
- ・地区内の公共下水道の計画は進められていますが、河川へ流入する生活雑排水の水質を向上し、河川水質の保全を図るため、公共下水道整備の早期完成及び公共下水道整備事業区域外の地域では、合併浄化槽の普及を推進していく必要があります。



◆ごみのポイ捨てや不法投棄が問題となっています。

- ・釜戸地区は、ゴルフ場開発や別荘開発などにより、森林地域へのアクセス性が良くなっています。別荘地などでは、景気の低迷により、開発が途中で終わってしまい、不法投棄の温床になりかねない状況の地域もあります。また、県道 66 号の沿線では、通過する車からのごみのポイ捨てが問題となっています。今後は官民一体となって、こうしたごみの不法投棄撲滅への取組みを展開していく必要があります。また、産業廃棄物処分場などからの排水についての取組みも必要です。

◆地元農産物を使った郷土料理の開発と普及において、まこもたけを活用した加工品開発に取り組んでいます。



(4) 土岐地区



櫻堂薬師

<地区データ>

- ・地区面積：2,163ha
- ・地区人口：6,373人（平成23年）
- ・人口密度：2.9人/ha

JR瑞浪駅に近い西部の市街地から、土岐川沿の農村集落及び大久手や大草といった山村集落まで様々な要素を含んだ地区です。国道19号沿いには、鶴ヶ城など土岐氏（美濃源氏）にまつわる史跡等が多数あり、櫻堂薬師は地域のシンボルとなっています。

●土岐地区位置図



【土岐地区の環境の現状と課題】

◆JR 瑞浪駅周辺では、住宅開発や土地区画整備事業による市街化が進んでいます。

- ・学園台や益見などの既設の住宅や一日市場など今後整備が進められる地域では緑地の保全や創出、丘陵地の景観保全等により良好な住環境の形成が求められます。
- ・駅周辺の魅力ある中心市街地の形成にむけて、沿道の緑化や修景、活用を図っています。
- ・今後、市街化が進む中、公共下水道計画区域内では公共下水道が整備済みとなっていますので、公共下水道計画区域外では合併処理浄化槽などの普及による水質保全対策が必要です。



◆土岐氏（美濃源氏）ゆかりの史跡や遺跡が数多く残されています。

- ・櫻堂薬師や鶴ヶ城跡などの文化財をはじめ、かつて、土岐氏が館を構えたと伝えられる一日市場館跡（八幡神社）、岐阜県の史跡に指定されている土岐頼貞墓などの土岐氏ゆかりの史跡や遺跡が多数残されていますが、それらを知る市民が少なくなってきました。今後は、これらの歴史的文化的財産を地域住民が守り、継承しながら、地域の活性化に役立てることが必要です。

◆山間地域には豊かな山林とのどかな山村風景が残されています。

- ・土岐川支流の数々の河川にはホタルが住み、地区の中央部や屏風山一帯には落葉樹を主体とする里山林（保安林指定）が広範囲に残されているとともに、大久手区、大草区等には郷愁を誘う山村景観が展開しています。これらの里山は河川を潤す自然のダムであるとともに、動植物の生息・生育環境として重要な役割をもっています。また、私たちの心を癒してくれる美しい山村景観は瑞浪市の財産として、永く保全していく必要があります。
- ・地区内には、ムササビや双生竹（県指定天然記念物）などの貴重な動植物が見られる里山やホタルやタニシ、モリアオガエルなどの身近な自然の豊かさのバロメーターといえる生物が生育する水田や池があります。地区を東西に流れる土岐川の桜堂・市原区から木暮・清水区にかけての一带が「水辺の楽校」として活用され、豊かな水辺環境も残されています。このような多様な動植物の生息・生育できる環境をいつまでも保全していく必要があります。



土岐川の桜



土岐双生竹

(5) 明世地区



市民公園

<地区データ>

- ・ 地区面積：873ha
- ・ 地区人口：1,566人（平成23年）
- ・ 人口密度：1.8人/ha

明世地区には中央自動車道路瑞浪ICがあり、自動車で市外から訪れる観光客等のメインゲートとなっています。明世地区には良好な山林、集落、田園地帯の農村の顔と、国道19号沿道の市街地のまちなみがあります。

● 明世地区位置図



【明世地区の環境の現状と課題】

◆開発により居住環境が大きく変化する地区です。

- ・ 瑞浪 IC、国道 19 号など道路交通のポテンシャルが高く、地区内では新たな開発の可能性が高い地区です。大型車の通過の増加を住民も感じています。
- ・ インターチェンジ周辺には瑞浪市民公園、化石博物館などが整備され、緑の豊かな印象のある地域景観が形成されています。
- ・ 本地区には、独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東濃地科学センターの施設があります。この施設からの排水については、岐阜県、市との環境保全協定により自主測定を行い、環境基準を遵守するようしています。



化石博物館

◆地区の中央部では良好な自然環境と人とが共生してきた風景が見られます。

- ・ 地区の中央部を南北に日吉川、地区の南側には土岐川が流れ、田園が広がり、山裾に集落が構成され、集落の背後は里山が占め、美しい風景を見せています。これらの風景を地域が一丸となって保全していく必要があります。
- ・ 明世地区は、ほぼ全域が岐阜県の天然記念物「明世化石」の指定区域となっています。土岐川の河川敷では実際に化石採集を行う事が出来るなど、自然学習の場としても計画的に保全・活用を図ることが望まれます。
- ・ 農業集落排水事業の月吉地区の平成 23 年度末現在の処理区域内人口は、665 人で水洗化率は 85.7%です。



土岐川河川敷の化石採集

(6) 瑞浪地区



バサラパレード

<地区データ>

- ・地区面積：905ha
- ・地区人口：16,841人（平成23年）
- ・人口密度：18.6人/ha

JR瑞浪駅を中心に、商業施設、工場、住宅、主要な公共施設など、様々な都市機能が集積する瑞浪市の中心市街地です。里山や田園が市街地の南側に広がり、まちの中を土岐川が流れています。

● 瑞浪地区位置図



【瑞浪地区の環境の現状と課題】

◆瑞浪市の中心地としての機能を担っています。

- ・JR 瑞浪駅前や国道 19 号沿いには様々な商業施設が立地しており、瑞浪市の産業活動の中心地となっています。また、市の主要な公共施設である市役所があり、環境保全活動の中心地としての機能も担っています。

◆地域のコミュニティが変わりつつあります。

- ・新旧住民のライフスタイルの違いにより、ゴミの出し方をはじめ様々な問題が生じています。コミュニティを維持し、地区の調和のあるまとまりを強化するための取り組みが必要となっています。

◆瑞浪市の骨格を形成する土岐川が市街地を流れています。

- ・市街地内を流れる土岐川では、河川の氾濫を防ぐための護岸整備が進められています。
- ・土岐川の水質はかつてと比べて大幅に改善されてきましたが、生活雑排水や事業系の排水が直接流入している箇所もあり、項目によっては環境基準を上回ることもあり、継続的な調査を行っています。



さくらさくらのさんぽみち

◆市街地の背後に緑豊かな里山が広がっています。

- ・市街地の南側には里山と田園が広がっており、ここから土岐川に流れ込む河川にはホタルなどもみられます。

(7) 稲津地区



黒の田東湿地

<地区データ>

- ・地区面積：2,184ha
- ・地区人口：5,048人（平成23年）
- ・人口密度：2.3人/ha

小里川沿いの小里地区と萩原川沿いの萩原地区に大きく2分され、小里地区の南側にあたる小里城跡を中心とした一帯はスギヒノキ植林やコナラ等の落葉広葉樹林の広がる森林地域となっています。萩原地区は、屏風山とその山麓及び萩原川沿いの水田地帯からなるのどかな農村地域となっています。

●稲津地区位置図



【稲津地区の環境の現状と課題】

◆地区東部の屏風山稜線一帯には豊かな自然と山麓にはのどかな里山の風景が広がっています。

- ・瑞浪市の最高峰である屏風山からつづく、700m前後の山稜には湿原（黒の田東湿地）が形成され、貴重な動植物の生息・生育場所となっているとともに、山麓は落葉樹を主体とする里山が広がっており周辺の農地とともにのどかな農村景観を形成しています。今後は地域の活性化を図るうえで林道や農道のネットワーク化により、森林レクリエーションや自然学習の場として、里山や屏風山の活用を図っていくとともに貴重な自然環境の保護を図ることが必要です。
- ・地区を縦貫する小里川は河川改修が進んでいます。

◆地域での取組みが盛んです。

- ・地区内には、「明日の稲津を築くまちづくり推進協議会」が設立され、環境保全活動を実施しています。その他、黒の田湿地愛好会、山野草の会、文化財を守る会、小里城頭彰会などによる小里城跡の整備、ササユリの保護を行うなど、地区の人々が団結して、地域ぐるみで行動を起こすパワーをもっています。



小里城跡

◆瑞浪市の一般廃棄物最終処分場は本地区にあります。

- ・市の一般ごみを埋め立てる不燃物最終処分場は小里地区の羽広にあり、現在第3期目の埋め立てを行っています。

(8) 陶地区



世界一のこま犬

<地区データ>

- ・地区面積：2,046ha
- ・地区人口：4,055人（平成23年）
- ・人口密度：2.0人/ha

市の南端に位置し、中馬街道を中心に発展してきた地区です。中心市街地から離れた地形条件もあり、陶独特の文化を形成しています。本市の窯業発祥の地でもあり、伝統と歴史を大切にしています。

●陶地区位置図



【陶地区の環境の現状と課題】

◆中馬街道と窯業を中心に発展してきた地区です。

- ・名古屋と信州飯田を結ぶ商いの道であった中馬街道沿いには、今も多くの石造物が残っており、陶の人々にとってなじみ深いものとなっています。これらの石造物を地域の誇りとして永く後世に継承する必要があります。
- ・陶の名が示すように、市の窯業発祥の地であり、かつての古窯跡は現在も随所に残されています。近年の不況の中でも伝統的地場産業の火を灯し続けており、近代窯業に使用されたレンガ煙突や小里川ダムなどの近代化遺産も散在しています。こうした産業の歴史を後世に残すとともに、工場の跡地を新たな目的に活用することが必要です。



田ノ尻窯跡群



釜出し

◆瑞浪市の南端に位置し独自の文化を形成しています。

- ・陶は独自の文化を形成しており、地区の歴史や伝統の保全、地区の魅力を創出する取組みを進めています。このような自らの手で自主的に環境を保全するという姿勢を継承していく必要があります。
- ・陶町明日に向かって街づくり推進協議会を中心に地域住民の創意によって、ギネスブックに登録された世界一のこま犬、茶つぼを生み出し、また、少子高齢化の進捗中、宅老所を他町に先駆け設置するなど、地域に住む子どもやお年寄りが快適で安全に暮らせる環境づくりを推進しています。
- ・国道 419 号及び 363 号等の沿道では、ポイ捨てやゴミの不法投棄などが問題となっており、特に、地区を通過する人々に、ポイ捨て禁止を呼びかけていく必要があります。



与左衛門窯



世界一の茶つぼ

◆森林の湧水から流れる美しい水を利用しています。

- ・湧水・滝などの美しい水が随所にみられます。これらの水辺環境に生育・生息する生物を地域ぐるみで保全していく必要があります。
- ・地区の森林が育んだ水を、農業用水として利用しています。水の循環に気を配り、水源地や森林を大事にする考え方を育て伝えていく必要があります。

第2章

望ましい環境像と 環境基本目標の設定

第2章では、前項までに整理した瑞浪の現況や主な課題を踏まえて、望ましい環境像と環境基本目標を設定します。

第2章 望ましい環境像と環境基本目標の設定

2. 1 望ましい環境像

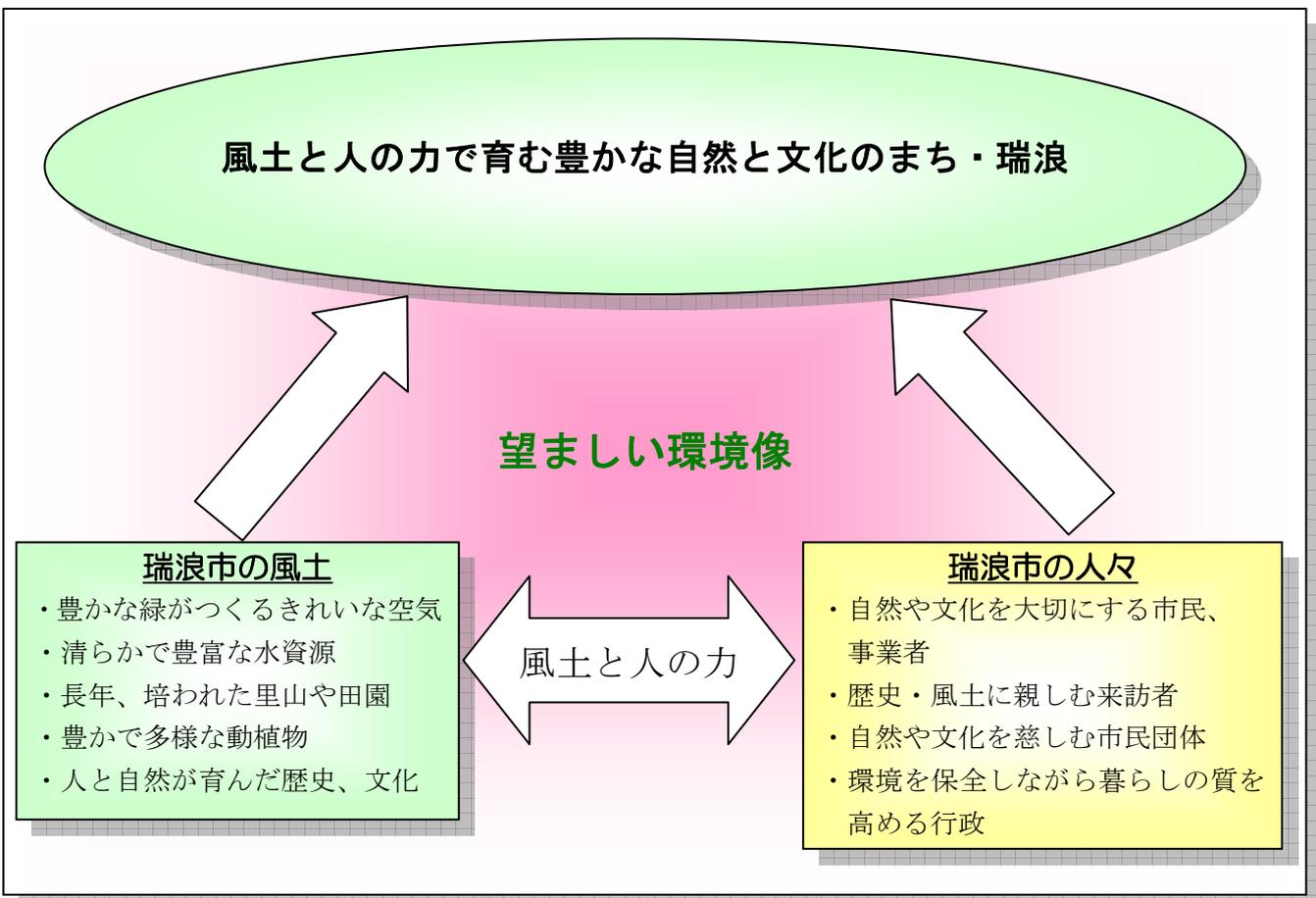
瑞浪市は、山林、河川など、良好な自然資源が市内一円に分布し、豊かな生態系をもったまとまりのある自然環境を形成しており、また、中山道の宿場町に代表される古い歴史の中に、窯業、農業などの産業があり、自然に育まれた生活の営みを感じられるまちです。

瑞浪市はこうした豊かな自然を背景としてこれまで窯業や農業のまちとして栄えてきましたが、近年は、活気のある先端産業を取り込んだ活力のある産業文化都市への成長を目指しています。

こうした都市機能の拡充の一方で、市民は、身近な自然や風土と一体となった生活の営みを通じて心の豊かさを求めています。瑞浪市には、かつて、里山や集落が生活域として併存し、地域の生態系を巧みに維持・管理しながら暮らしの質を高めてきた知恵（人）の歴史が今も息づいています。

気候や地形などの自然環境だけでなく、歴史や人の暮らしなど、自然と人との関わりにより育まれてきた「風土」の中で、全ての人々が環境問題を自分のこととして環境に対する意識を持ち、行動していくことが大切です。

このような視点に立ち、風土と人の力によって現在まで先人により脈々と築かれてきた瑞浪市の豊かな自然と文化に支えられた優れた環境を受け継ぎ、将来に継承するために、望ましい環境像を次のように決めました。



2. 2 環境基本目標設定への背景

市民・事業者アンケート結果、環境基本計画の評価、各地区における主な特徴から、環境基本目標につながる4つの柱（基本理念）を定めました。以下にその経緯を示します。

市民・事業者等アンケート結果からみた傾向

<満足度や取組みの割合等が高い要素>

【市民】

- ・自然環境、住みやすさ
- ・環境問題への認識
- ・地球温暖化とエネルギー問題への関心
- ・リサイクル実践活動の実施率
- ・子どもの環境への関心、ごみの分別やリサイクル、節電や節水等の実行

【事業所】

- ・環境への配慮は企業の社会的な責務とする事業所が全体の6割強
- ・社会情勢・顧客ニーズ・イメージアップ・コスト削減等の面から取組みが必要

<満足度や取組みの割合が低い要素>

【市民】

- ・水質やごみのポイ捨て、不法投棄
- ・自然とのふれあい、レクリエーション空間
- ・絶滅危惧種の報告、外来生物の報告
- ・交通利便性
- ・環境保全活動の参加率
- ・子どもの緑化、清掃活動への参加
- ・様々な取組みの市民への周知度

【事業所】

- ・環境に関連した積極的な活動、取組み意識
- ・設備投資への取組み
- ・環境マネジメントへの関心

環境基本計画の評価

基本目標1 瑞浪市の原点である里山や田園、川の保全と修復を図る

- ☆☆☆ 該当なし
- ☆☆ 公園の整備、地域制緑地区域、優良農地の担保、有機農業実践農家数及び有機農産物生産量、瑞浪市農産物の地域消費量、自然観察会の開催回数、希少動植物（RDB）リスト種
- ☆・* 該当なし

基本目標2 市民一人ひとりの工夫を束ね、環境にやさしい瑞浪市を形成する

- ☆☆☆ ごみ処理量の削減、リサイクル率、悪臭
- ☆☆ 家庭における省エネルギー、公共施設におけるグリーン購入の普及率、下水道の普及率、河川及び湖沼の水質、騒音・振動、大気汚染、化学物質の汚染防止
- ☆・* 該当なし

基本目標3 瑞浪市らしい風土を活かし人とのふれあいができる快適環境を創出する

- ☆☆☆ 環境保全活動に参加する市民団体数 祭りの参加者数
- ☆☆ 該当なし
- ☆ 該当なし
- * 美しい郷土景観の保全と創出

基本目標4 市民の誰もが参加でき、継続性のある計画の推進体制を実現する

- ☆☆☆ 該当なし
- ☆☆ 環境教育に取り組む学校数 環境おしかけ講座の開催数
- ☆ 環境リーダー育成
- * 環境配慮事業所登録数

<評価の記号について>

- ☆☆☆…成果を踏まえて発展的に推進していく項目
- ☆☆…達成に向けて更に継続していく項目
- ☆…改善の傾向にあるが、更なる努力が必要な項目
- *…改善に至っていない、または見直しが必要な項目

各地区における主な特徴（現状、課題）

■日吉地区

- 地区面積が広く多様な歴史的・環境的財産を持つ
- 中山道の宿場町「細久手宿」は地区のシンボルとなり得る集落景観
- 環境保全上の改善対策が推進

■大湫地区

- 市内では最も良好な自然環境が保全
- 住民が率先して自然を管理
- 市を代表する史跡「中山道」に関わる町並み

■釜戸地区

- 天然記念物や貴重な動植物が地区内一円に分布する豊かな自然環境
- ごみの不法投棄が問題
- まこもたけを活用した加工品開発

■土岐地区

- JR 瑞浪駅周辺における市街化の進展
- 土岐氏ゆかりの史跡や遺跡が数多く残存
- 山間地域の豊かな山林とのどかな山村風景

■明世地区

- 開発により居住環境が大きく変化する地区
- 地区中央部の良好な自然環境と人との共生

■瑞浪地区

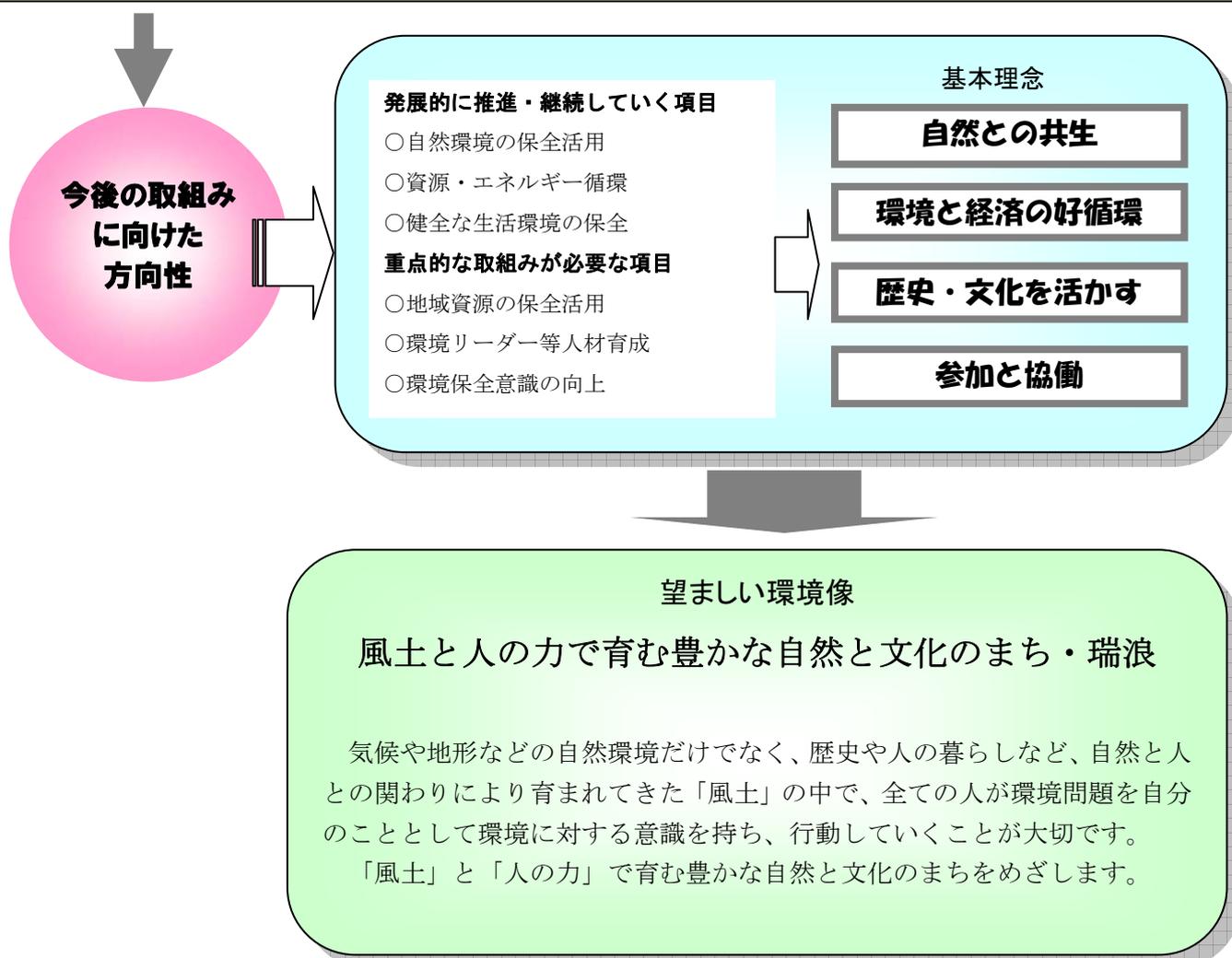
- 瑞浪市の中心地としての機能
- 地域コミュニティの変化
- 市街地を流れる市の骨格を形成する土岐川
- 市街地の背後に広がる緑豊かな里山

■稲津地区

- 屏風山稜線一帯に広がる豊かな自然と里山風景
- 地域での取組みが盛んな地区
- 市の一般廃棄物最終処分場がある

■陶地区

- 中馬街道と窯業を中心に発展してきたまち
- 瑞浪市の南端に位置し独特の文化を形成
- 森林の湧水から流れる美しい水を利用



2. 3 環境基本目標

基本理念 1 自然との共生

瑞浪市の風土を形成する基本資源としての自然環境を保全するとともに、環境問題を地域の連携によって取組む課題であると捉え、自然との共生や生物多様性確保を図ります

<瑞浪の保全すべき自然>

- ・東濃丘陵地帯等の地形・土岐川等の水系
- ・周伊勢湾要素植物群などの特徴的な植物群
- ・地域の水や生活資源の循環の原点となる里山の自然
- ・里山に抱かれた里地の身近な自然環境と生産機能
- ・多様な生態系が生み出す動植物の生育地・生物多様性の恵み



基本目標 1 : 瑞浪市の風土の基盤である里地・里山や河川等水辺の維持・保全を図ります

- ・里山をはじめとした自然と人との相互の営みを持続させます
- ・里地・里山や水辺の維持・保全を通じて地域の水循環と生産基盤を維持します
- ・生物の生息環境を含む生態系としての自然環境の維持・保全に努めます
- ・流域での連携や広域的な取組みにより自然環境の維持・保全に努めます



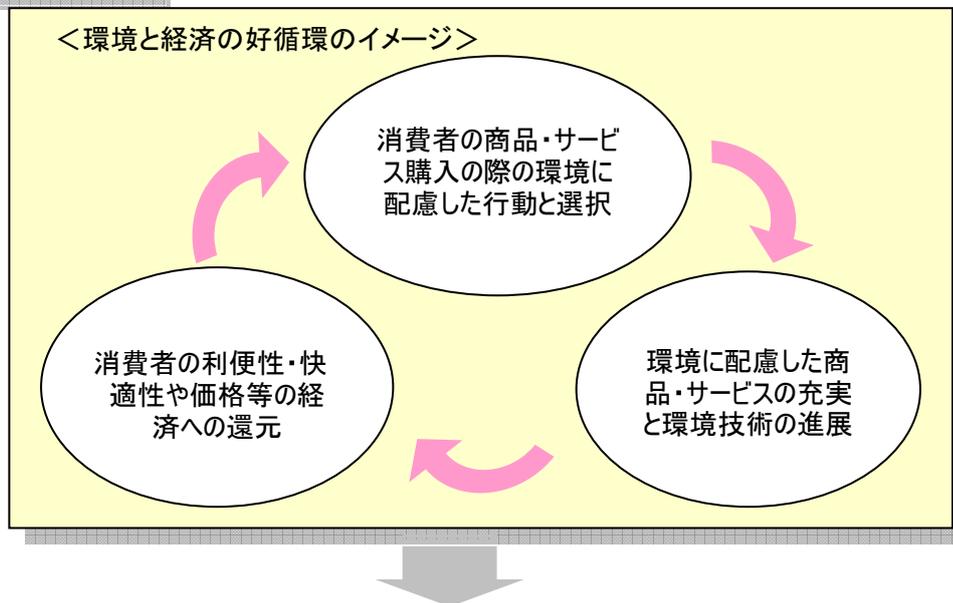
里山・里地の風景



身近な水辺で自然とふれあう

基本理念2 環境と経済の 好循環

環境配慮の取組みが環境ビジネスの拡大や雇用の創出を生み、持続可能な社会となるよう、環境・経済・社会の好循環を進めます



基本目標 2 : 市民一人ひとりが環境に配慮し行動することで、生活の質の向上につなげます

- ・市民の日常生活や事業活動における環境配慮と意識的な行動選択を促します
- ・循環型社会の形成推進など持続可能な社会への取組みを推進します
- ・省エネルギー型のライフスタイルを選択し、新エネルギーの利用を促進します
- ・上記に関わる生活行動や事業活動に関する情報交流を促進します



地産地消拠点・農産物等直売所「きなあた瑞浪」



土岐川河川清掃

基本理念3 歴史・文化を活かす

自然環境や歴史的・文化的環境の保存・活用を通じて、自然・歴史・文化と地域の誇りが身近に感じられるまちづくりを進めます

<瑞浪の活用すべき歴史・文化財産>

- ・里山を背景とした良好な田園景観や河川景観
- ・豊かな歴史や文化資源、「焼きもの」をはじめとした伝統産業
- ・中山道、中馬街道などの歴史の道
- ・「大湫宿」・「細久手宿」の宿場町、「一里塚」等の史跡
- ・「鬼岩」・「明世化石」等の天然記念物
- ・瑞浪美濃源氏七夕まつり、半原操り人形浄瑠璃、地歌舞伎、獅子舞などの伝統芸能

基本目標 3 : 瑞浪市らしい風土を活かし、人とのふれあいができる文化環境を創出します

- ・美しい瑞浪市の郷土景観を保全します
- ・歴史的・文化的環境を保存します
- ・歴史・文化を通じて人々のふれあいの場を創出します



瑞浪美濃源氏七夕まつり（バサラパレード）



半原操り人形浄瑠璃

基本理念4 参加と協働

一人ひとりが環境に負荷を与え、地域の自然や風土の恩恵にあずかっている認識をもち、すべての「人の力」を育み、結集して、環境活動への積極的な参加を促します

<参加と協働の広がりイメージ>

- ・市民と事業者、市のそれぞれの役割分担と積極的な取組み
- ・環境問題の解決にむけたすべての人々による取組み・人の輪の広がり
- ・次世代を担う子供たちの身近な環境学習、環境教育の場の広がり
- ・環境問題に取り組む人材育成と次世代への意識と技術の継承



基本目標 4 :市民の誰もが参加でき、継続性のある計画の推進体制を実現します

- ・自然とのふれあいを通じて環境学習や市民参加による環境活動を推進します
- ・活動の組織的な取組みへの展開や環境に係る地域リーダーの育成を図ります
- ・事業者の環境共生への参画に向けて環境情報の提供など支援を推進します
- ・各主体間の連携を図り協力体制・推進体制を確立します



家族ふれあい芋煮会での里芋掘り
(瑞浪地区まちづくり推進協議会)



夢づくり地域交付金事業での花の森整備
(大湫町まちづくり推進協議会)

第3章

環境の保全と創出への 施策体系

ここでは、第2章で掲げた望ましい環境像及び環境基本目標を踏まえ、瑞浪市の環境保全と創出に向け取り組んでいく施策の体系と、基本的なフレーム(基本施策)についての方針及び個別施策について整理します。

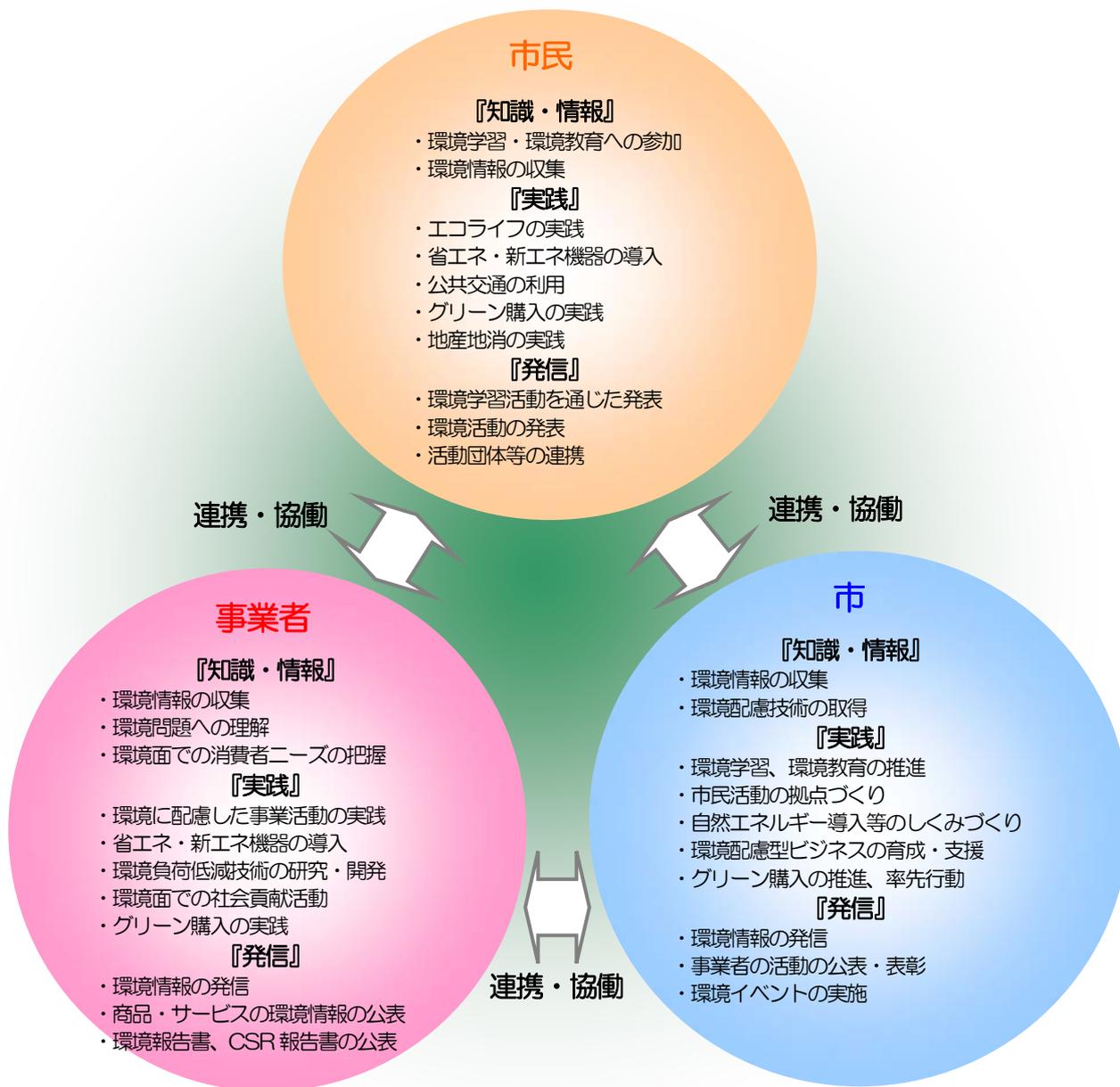
3. 1 施策の体系

望ましい環境像	基本目標	基本施策		
風土と人の力で育む豊かな自然と文化のまち・瑞浪	1 瑞浪市の風土の基盤である里地・里山や河川等水辺の維持・保全を図ります	①	里山の保全と活用	市の風土を形づくる里山と人との関わりを絶やさぬよう継承に努め、里山を市の自然環境の重要な基盤として捉え、新しい時代に向けた保全と活用を図ります。
		②	食と生命を支える農地の保全と修復	食を通じて生命を支える「農」の基盤である農地と、地域の生態系を育む環境としての山間や低地の水田や畑を保全します。また有機栽培など、人にも自然にも優しい環境に負荷の少ない農業への取組みを継続して支援します。
		③	地域の水循環の保全と修復	健康な自然環境を維持する上での生命線となる水循環は瑞浪市の環境基盤の一つであり、川や湖が蓄える地表水と里山が蓄える地下水の水循環が健全に維持されていくことを目指した保全と修復を図ります。
		④	多様な動植物の生息・生育環境の保全と創出	天然記念物や貴重種を含めた野生生物の生息・生育環境の保護保全と創出に向けた取組みを進め、生物多様性の保全を図ります。
	2 市民一人ひとりが環境に配慮し行動することで、生活の質の向上につなげます	①	循環型社会づくりの推進	廃棄物の発生抑制、資源再利用、再製品利用、再資源化の推進等を行うことにより、循環型社会づくりに向けた取組みを進めます。
		②	エネルギー循環の効率化	エネルギーを効果的、効率的に使用する省エネルギーへの取組みや自然エネルギーの利用の推進、また、環境に配慮した省エネ型の住宅づくりを推進し、低炭素社会の実現を目指します。
		③	水質浄化対策の推進	公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及などの下水道整備を基本とし、山間部に多くの居住地が点在する瑞浪市の環境特性に配慮したきめ細かな水質浄化の取組みを進めます。
		④	健全な生活環境の保全対策の推進	騒音・振動の軽減対策、大気汚染防止対策、環境汚染化学物質対策の強化、悪臭防止対策、空き家対策を進め、安全・安心で、かつ健全な生活環境の保全を図ります。
	3 瑞浪市らしい、風土を活かし人とのふれあいができる文化環境を創出します	①	美しい郷土景観の保全と創出	豊かで快適な環境資源を培っていくため、これらの美しい郷土景観を保全し創出していく取組みを進めます。
		②	瑞浪市らしい地域資源の保全と活用	瑞浪市らしい風土を形成している地域のすぐれた歴史・文化・自然資源を保全、活用する取組みを進め、瑞浪市らしい文化環境を培っていきます。
		③	愛着のあるふるさとづくりの推進	市民が瑞浪市の歴史・文化に触れ合い、人と人が交流できる機会や場を創出するため、まちづくりと連携した愛着のあるふるさとへの取組みを進めます。
	4 市民の誰もが参加でき、継続性のある計画の推進体制を実現します	①	行政と市民との協働体制の整備	市の環境保全への取組みに関する情報をはじめ、市民や企業が実施している環境保全活動などの情報システム化、市民の環境保全活動を支援していく制度、しくみの充実を図ります。
		②	環境教育・体験学習の推進	地球規模の環境から身近な生活環境まで幅広い環境保全活動の分野における環境教育や体験学習の推進を図り、地域の環境保全活動や地域環境にやさしいライフスタイルの確立を目指します。
		③	事業所の環境保全意識の向上	事業所の環境保全の取組み支援の一環として、事業所に対する環境保全に関わる施策の紹介や法制度等の周知を徹底するとともに、環境マネジメントシステムの導入に向けて情報を提供するなど支援を推進します。

3. 2 4つの基本目標を実現するための施策

基本目標及びそれを構成する基本施策を実現する具体的な個別施策については、下図に示すように市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を果たすとともに各主体間の連携と協働により施策を推進します。

なお、具体的な施策は、「瑞浪市総合計画」の中の施策に位置付けます。



市民・事業者・行政の役割と連携イメージ

第4章

計画の推進、 進行管理の策定

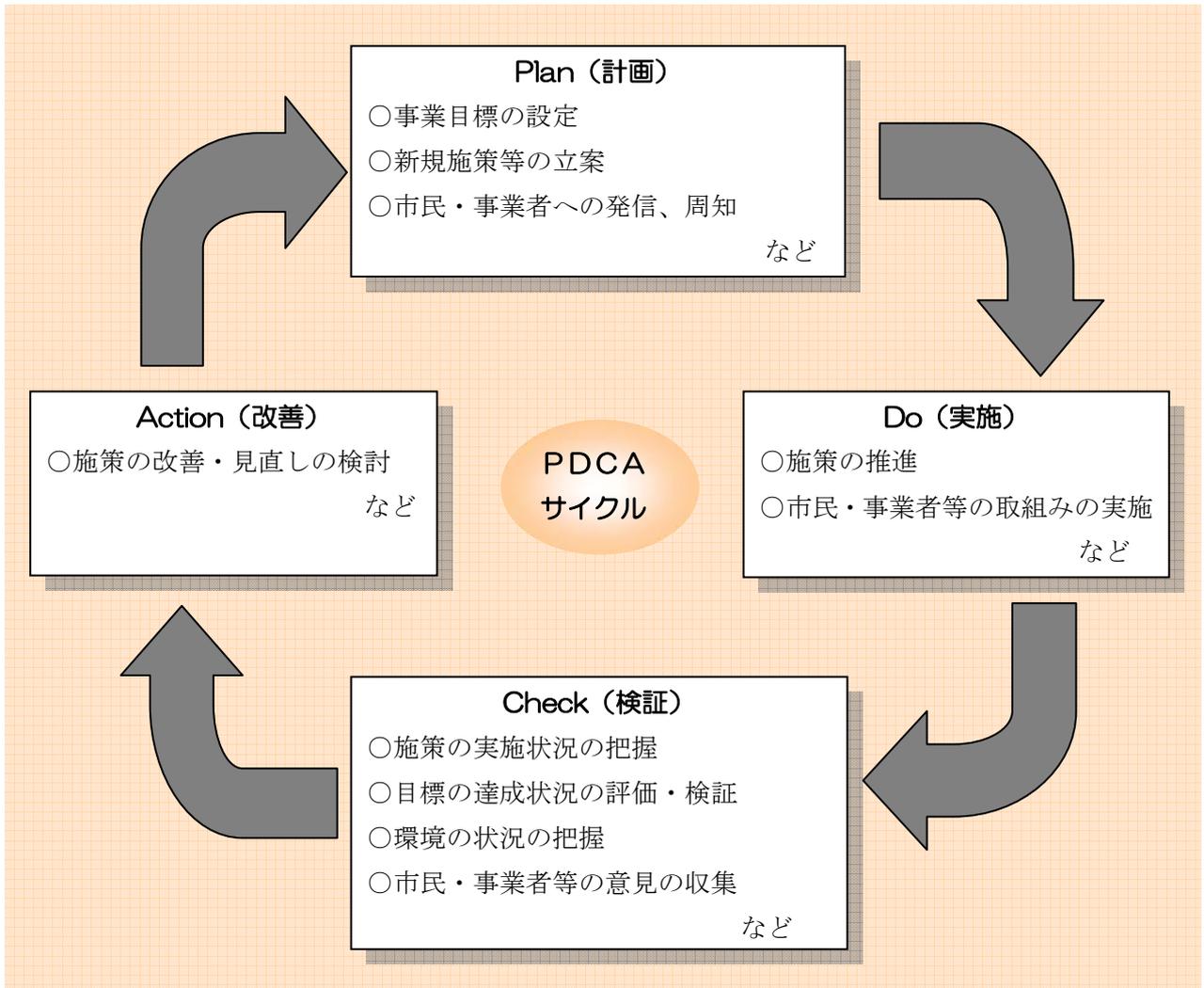
第4章では、環境基本計画を効果的かつ円滑に推進、進行し、実行力と継続性のある計画としていくため、推進と進行管理の方策を示していきます。

第4章 計画の推進と進行管理

4.1 計画の推進

今後10年間の施策を実現するためには、市民・事業者・行政の三者の適切な役割分担のもと、協働により取組みを進めていくことが重要です。また、地球温暖化対策など地球規模での取組みや、河川の水質保全などは近隣自治体なども含めた広域的な連携・協力が必要なため、国や県、近隣自治体等との協力・連携に基づきながら施策の推進を図ります。

本環境基本計画を市民・事業者・行政で共有できるように、三者が発信する情報を相互に受信し、その情報が行動につながるような関係を三者で構築します。また、市民・事業者・行政の相互連携により検証及び改善を行う、PDCA（Plan（計画）-Do（実施）-Check（検証）-Action（改善））サイクルを向上（スパイラルアップ）させ、計画の継続的な改善を進めていきます。



4.2 推進体制

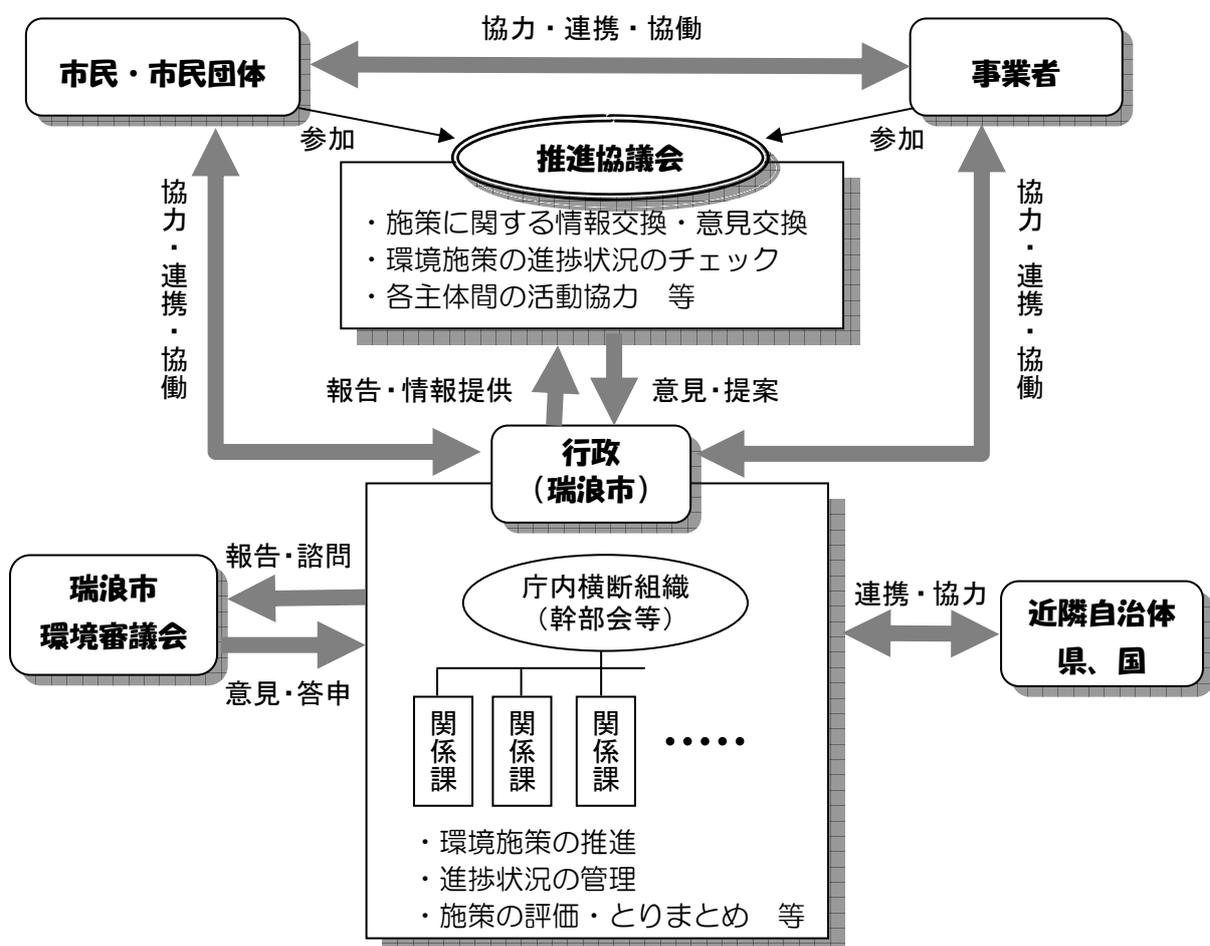
本計画に掲げる施策は本市の行政全般に関わるものであり、計画の推進のためには全庁的な取り組みが必要です。庁内における横断的組織により、本計画に基づいて実施される庁内各部署の各種事業の進行状況に関する情報を収集・点検するとともに、計画の効果的な推進に向けて連携・強化を図ります。

4.3 進行管理

本計画に掲げた環境保全の取り組みを市民、各種団体、事業者と連携・協力して進めるため、市民、事業者、行政で構成する推進協議会を設置します。推進協議会は定期的に関き、計画に基づく施策及び指標の進捗状況等を点検・評価し、市に対して意見や提言を行うなど、市民との協働による進行管理の開かれた場とします。さらに、市民・事業者からいただいた意見・提言を受けて対応を検討し、計画の推進に反映させるとともに、必要に応じ施策や指標等についても改善・見直しを図ります。

4.4 計画の見直し

本計画の期間は10年としますが、新たな環境問題や社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



資料編

第 2 次瑞浪市環境基本計画策定経緯

1. アンケート調査 発送：平成 23 年 9 月 22 日 投函締切：平成 23 年 10 月 14 日

【調査対象】

小学生アンケート：市内の小学校の 4 年生以上の小学生 212 人（有効回答 212 人、100%）

市民アンケート：18 歳以上の市民 1,000 人（有効回答 499 人、50.0%）

事業者アンケート：市内の事業所 200 箇所（有効回答 99 箇所、49.5%）

【アンケート調査の設問内容】

瑞浪市の環境に関する意識／環境に対する満足度・不満・改善要望／環境保全への取り組み等

2. 各課とのやり取り

- ・第 1 次環境基本計画の評価及び第 2 次環境基本計画策定に向けて該当各課へ修正点を照会（平成 23 年 11 月 28 日）
- ・第 2 次環境基本計画の個別施策について該当各課へ照会（平成 24 年 3 月 14 日）
- ・第 2 次環境基本計画の個別施策について再度該当各課へ照会（平成 25 年 11 月 30 日）

3. 当審議会での経過

- ・第 1 回環境審議会（平成 24 年 1 月 16 日開催）

第 1 回環境審議会では、市長より会長へ環境基本計画見直しについて諮問がありました。また、瑞浪市より環境基本計画の説明、アンケート結果について報告を受け、目指す環境の方向性及び目標について審議をおこない、その中で、基本目標として「自然環境の修復」、「市民の工夫」、「風土の活用」、「市民参加」を掲げることとしました。

- ・第 2 回環境審議会（平成 24 年 3 月 2 日開催）

第 2 回環境審議会では、環境基本計画に係る基本的な考え方を確認し、瑞浪市の望ましい環境像等について審議をおこないました。

- ・第 3 回環境審議会（平成 24 年 4 月 18 日開催）

第 3 回環境審議会では、基本目標に結びつく「自然との共生」、「環境と経済の好循環」、「歴史・文化を活かす」、「参加と協働」の 4 つの理念の設定を確認しました。

- ・第 4 回環境審議会（平成 24 年 8 月 7 日開催）

第 4 回環境審議会では、素案の内容については概ね了承し、瑞浪市の望ましい環

境像については再検討を行う旨を確認しました。

- ・ 第 5 回環境審議会（平成 24 年 10 月 11 日開催）

第 5 回環境審議会では、本市の望ましい環境像を当初計画の「自然と人の輪がつくる暮らしを愛するまち・瑞浪」から「風土と人の力で育む豊かな自然と文化のまち・瑞浪」と決定し、環境基本計画の素案、概要版の内容につき了承し、文言等の細かな修正等軽微な変更事項については会長一任する旨を決定しました。これをもって環境審議会を結審することにしました。

瑞環第327号
平成24年1月16日

瑞浪市環境審議会
会長 近藤泰文様

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市環境基本計画の見直しについて（諮問）

瑞浪市環境基本計画は平成13年度に策定され、平成14年度から平成23年度までが計画期間となっています。当初計画では「自然と人の輪がつくる暮らしを愛するまち・瑞浪」をスローガンに掲げ、里山の保全、循環型社会づくりの推進、美しい郷土景観の保全、行政と市民との協働体制の整備など様々な取組みを推進して参りました。本計画期間が満了するにあたり、現在の環境を取り巻く状況、市民意識調査結果をふまえた計画へと見直しをする必要があります。

本計画の見直しにあたり、瑞浪市環境基本条例（平成11年12月24日条例第25号）第7条第4項の規定に基づきご審議賜りたく、ここに諮問します。

環 審 第 4 号
平成24年11月1日

瑞浪市長 水 野 光 二 様

瑞浪市環境審議会
会長 近 藤 泰 文

瑞浪市環境基本計画について（答申）

平成24年1月16日付け瑞環第327号により当審議会に諮問のありました瑞浪市環境基本計画について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、市においては、望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者の理解と協働を促し、環境基本計画を総合的かつ効果的に推進していくことを要望します。

瑞浪市環境審議会委員名簿

番号	氏名	備考
1	安藤 巖	瑞浪市教育委員会
2	梶田 泰子	瑞浪市生活学校
3	河口 一※ ¹ 竹内 通雄※ ²	瑞浪陶磁器工業協同組合
4	近藤 泰文	瑞浪市連合区長会代表（会長）
5	酒井 良一	瑞浪市農業委員会振興部会
6	柴田 幸一	瑞浪市建設業協会
7	高木 幸雄	社団法人 瑞浪青年会議所
8	堀部 なを	瑞浪市PTA連合会母親委員長
9	本多 次男	土岐川漁業協同組合
10	森杉 雅史	名城大学都市情報学部（副会長）
11	山口 清重	文化財審議会
12	山田 幹雄	瑞浪商工会議所

瑞浪市環境審議会委員の任期は平成24年1月16日～平成25年3月31日

※ 1 の任期は平成24年1月16日～平成24年3月31日

※ 2 の任期は平成24年4月1日～平成25年3月31日

○瑞浪市環境基本条例

平成11年12月24日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、豊かで快適な環境を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、豊かで快適な環境を保全し、創出するうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康や生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動を行わなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全と創出は、人と自然が共生する社会において、市民が良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ継承していくことを目的に行わなければならない。

3 豊かで快適な環境の保全と創出は、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・適正処分と再利用、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備等生活環境に関すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湖沼等水辺環境の保全、緑化の推進、自然保護等自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境に関すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるように努力しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、環境の保全をするため、自らの負担において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他の物を使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努力しなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うことに伴う環境への負荷を少なくすること及び省エネルギーとリサイクルを推進するための業務を管理する責任者を設置するよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うときは、豊かで快適な環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、瑞浪市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ瑞浪市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 環境基本計画を変更するときは、前2項に定められた手続きにより行うものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状や、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境への配慮)

第9条 市及び事業者は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定したり、実施しようとするときは、豊かで快適な環境の保全と創出に配慮しなければならない。

(指導等)

第10条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出を図るため必要と認めるときは、市民や事業者に対し、指導、助言等を行うことができる。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が豊かで快適な環境の保全と創出についての理解を深めるために、適切な環境教育等が受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報)

第12条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況その他の環境の保全と創出に関係する情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民活動等の支援)

第13条 市は、市民及び事業者並びに市民や事業者が構成する団体が行う豊かで快適な環境の保全と創出のための自発的活動に対し、支援するものとする。

(広域的連携)

第14条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国及び県並びにその他の市町村等関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、瑞浪市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的事項を調査審議し、その意見を答申する。

(組織)

第16条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題について識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

5 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

大気環境

資料 1. 大気汚染に係る環境基準

- ・大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）
- ・二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）
- ・ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成 9 年 2 月 4 日環境省告示第 4 号）
- ・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境省告示第 68 号）

物 質		環 境 基 準（設定年月日等）	人 体 へ の 主 な 影 響
大 気 汚 染 物 質	二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の1日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間 値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)	のどや肺を刺激し、気管支炎 や上気道炎などを起こす
	二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の1日平均値が 0.04 ppm から 0.06ppm までの内又は それ以下であること。(S53.7.11 告示)	
	一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値 の8時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	血液中のヘモグロビンと結びつ き、神経系に影響を与える
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間 値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 告示)	肺胞に沈着し、気管支炎や 上気道炎などを起こす
	光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	目、のどなどを強く刺激する
有 害 大 気 汚 染 物 質	ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	高濃度の曝露により発がん性 が認められる
	トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	高濃度の曝露により神経系 への影響が認められる
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)	
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27 告 示)	慢性毒性として発ガン性など が認められる	

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

※ 浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm 以下のものをいう。

水環境

資料 2. 人の健康の保護に関する環境基準〈河川・湖沼〉

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

項 目		基 準 値	項 目		基 準 値
1	カドミウム	0.01mg/l以下	15	1.1.2 トリクロロエタン	0.006mg/l以下
2	全シアン	検出されないこと	16	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
3	鉛	0.01mg/l以下	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
4	六価クロム	0.05mg/l以下	18	1.3 ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
5	砒素	0.01mg/l以下	19	チウラム	0.006mg/l以下
6	総水銀	0.0005mg/l以下	20	シマジン	0.003mg/l以下
7	アルキル水銀	検出されないこと	21	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
8	PCB	検出されないこと	22	ベンゼン	0.01mg/l以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	23	セレン	0.01mg/l以下
10	四塩化炭素	0.002mg/l以下	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
11	1.2 ジクロロエタン	0.004mg/l以下	25	ふっ素	0.8 mg/l以下
12	1.1 ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	26	ほう素	1 mg/l以下
13	シス 1.2 ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	27	ダイオキシン類	1pg-TEQ/l以下
14	1.1.1 トリクロロエタン	1 mg/l以下			

資料 3. 生活環境の保全に関する環境基準 〈河川〉

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物学的 酸素要求量 (BOD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5~8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5~8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5~8.5	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	6.0~8.5	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	6.0~8.5	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

資料4. 生活環境の保全に関する環境基準 <湖沼>

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5~8.5	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5~8.5	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5~8.5	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	6.0~8.5	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	5 以上	—

資料5. 河川の水質と生物の関係

水 質	すんでいる魚
きれい	イワナ、ヤマメ、サワガニ、カワゲラ、トビゲラ
ややきれい	アユ、オイカワ、シジミ、カゲロウ、カワニナ
やや汚れている	コイ、フナ、タニシ、ヒル、トンボ
汚れている	アメリカザリガニ、イトミミズ、モノアラガイ

岐阜県の「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」では、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上の工場や事業場の排水水についてはBOD、SSなどの数値について基準が設けられています。

※一部の工場や事業場によっては排水水が50 m³未満であっても適用を受けるものもあります。

※業種等によって基準値が変わるため、基準値の表は省略しています。

土壤環境

資料6. 土壤汚染に係る環境基準

・土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境省告示第46号）

項 目		環 境 基 準 値
1	カドミウム	検液1lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満
2	全シアン	検出されないこと
3	有機リン	検出されないこと
4	鉛	検液1lにつき0.01 mg以下
5	六価クロム	検液1lにつき0.05 mg以下
6	砒素	検液1lにつき0.01 mg以下であり、農用地（田に限る）については、土壌1kgにつき15 mg未満
7	総水銀	検液1lにつき0.0005 mg以下
8	アルキル水銀	検出されないこと
9	PCB	検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125 mg未満
11	ジクロロメタン	検液1lにつき0.02 mg以下
12	四塩化炭素	検液1lにつき0.002 mg以下
13	1.2 ジクロロエタン	検液1lにつき0.004 mg以下
14	1.1 ジクロロエチレン	検液1lにつき0.02 mg以下
15	シス1.2 ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04 mg以下
16	1.1.1 トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下
17	1.1.2 トリクロロエタン	検液1lにつき0.006 mg以下
18	トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03 mg以下
19	テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01 mg以下
20	1.3 ジクロロプロペン	検液1lにつき0.002 mg以下
21	チウラム	検液1lにつき0.006 mg以下
22	シマジン	検液1lにつき0.003 mg以下
23	チオベンカルブ	検液1lにつき0.02 mg以下
24	ベンゼン	検液1lにつき0.01 mg以下
25	セレン	検液1lにつき0.01 mg以下
26	ふっ素	検液1lにつき0.8 mg以下
27	ほう素	検液1lにつき1 mg以下
28	ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/検液1g 以下

ダイオキシン類

資料7. ダイオキシン類排出基準<大気>

・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月27日総理府令第67号）

施設の種類		新施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm ³)	既設施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm ³)
焼結炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m ² 以上又は 焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2~4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10

資料 8. ダイオキシン類排出基準<水質>

・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

特定施設の種類		排出基準(新設) (ng-TEQ/l)	排出基準(既設) (ng-TEQ/l)
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸塩パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	10
2	塩化ビニールモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
3	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する培焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ. 廃ガス洗浄施設 ロ. 湿式集じん施設		10(20)
4	廃棄物焼却炉(大気特定施設)からガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ. 廃ガス洗浄施設 ロ. 湿式集じん施設		10(50)
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設		
6	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)		10
7	第1号から第5号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第5号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)		

騒音・振動

資料 9. 都市計画用途地域と騒音の規制区域（地域類型）

都市計画法に基づく用途地域	騒音の規制区域	振動の規制区域	環境基準の類型
第1種低層住居専用地域	第 1 種 区 域	第 1 種 区 域	A
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	第 2 種 区 域		B
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域	第 3 種 区 域		C
準住居地域			
近隣商業地域	第 3 種 区 域	第 2 種 区 域	C
商業地域			
準工業地域			
工業地域	第 4 種 区 域		
工業専用地域			

資料 10. 騒音の環境基準

・騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号）
（単位：dB）

区 域	昼間(6～22 時)	夜間(22～翌 6 時)
AA（療養施設等が設置されている地域）	50 以下	40 以下
A	55 以下	45 以下
B		
C	60 以下	50 以下
A区域のうち2車線以上の道路に面する地域	60 以下	55 以下
B区域のうち2車線以上の道路に面する地域	65 以下	60 以下
C区域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線道路に近接する空間	70 以下	65 以下

※ 車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

資料 1 1. 特定工場等に係る規制基準

<騒音>

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）
（単位：dB）

区 域	昼 間（8～19 時）	朝 夕（6～8 時, 19～23 時）	夜 間（23～翌 6 時）
第 1 種 区 域	50	45	40
第 2 種 区 域	60	50	45
第 3 種 区 域	65	60	50
第 4 種 区 域	70	65	60

<振動>

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）
（単位：dB）

区 域	昼 間（8～19 時）	夜 間（19～翌 8 時）
第 1 種 区 域	60	55
第 2 種 区 域	65	60

資料 1 2. 特定建設作業に係る規制基準

<騒音>

・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号）

	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85dB	〃
作業時刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当りの作業時間	10 時間／日を超えないこと	14 時間／日を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	〃
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	〃

<振動>

・特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	75dB	〃
作業時刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当りの作業時間	10 時間／日を超えないこと	14 時間／日を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	〃
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	〃

※ 第 1 号区域とは、騒音規制法に係る第 1 種区域～第 3 種区域、および第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね 80m の区域。

※ 第 2 号区域とは、第 1 号区域以外の規制区域。

※ 基準値は特定建設作業場所の敷地境界線での値。

資料 13. 騒音に係る特定施設

・騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

特定施設の種 類		規 模
1. 金属加工機械		
イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
ロ	製管機械	
ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。
ヘ	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
ト	鍛造機	
チ	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
ヌ	タンブラー	
ル	切断機	砥石(といし)を用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4. 織機		原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械		
イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。
ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機		ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
7. 木材加工機械		
イ	ドラムパーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ハ	碎木機	
ニ	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ホ	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
8. 抄紙機		
9. 印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形機		
11. 鋳造型機		ジョルト式のものに限る。

資料 1 4. 振動に係る特定施設

・振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

特定施設の種類		規模
1. 金属加工機械		
イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ	機械プレス	
ハ	せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
ニ	鍛造機	
ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
2. 圧縮機		
原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。		
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		
原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。		
4. 織機		
原動機を用いるものに限る。		
5. コンクリートブロックマシン		
原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。		
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
6. 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
7. 印刷機械		
原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。		
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		
カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。		
9. 合成樹脂用射出成形機		
10. 鋳造型機		
ジョルト式のものに限る。		

資料 1 5. 岐阜県公害防止条例に係る特定施設

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）

特定施設の種類		規模
1	金属加工機械研磨機	原動機の定格出力の合計が 15kW 以上であること。
2	空気圧縮機及び送風機	製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が 10kW 以上であること。
3	窯業焼成炉用バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算の 1 時間当たり 50t 以上であること。
4	繊維機械 撚糸機	原動機を用いるものに限る。
5	紙工機械（コルゲートングマシンに限る。）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
6	合成樹脂用粉砕機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。

7	高速切断機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
8	走行クレーン	
9	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kW 以上であること。
10	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
11	タイル成型用プレス	
備考：次に掲げる施設を除く。		
1. 鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置する施設		
2. 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 7 項に規定する電気工作物		
3. ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 2 項に規定するガス工作物		

資料 16. 騒音に係る特定建設作業

・騒音規制法施行令(昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号)

特定建設作業の種類	
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 Kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

資料 17. 振動に係る特定建設作業

・振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんげんを除く）、くい抜機、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

悪臭

資料 18. 特定悪臭物質の規制基準

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）

特定悪臭物質の種類		基準値(ppm)	特定悪臭物質の種類		基準値(ppm)
1	アンモニア	1	12	イソバレルアルデヒド	0.003
2	メチルメルカプタン	0.002	13	イソブタノール	0.9
3	硫化水素	0.02	14	酢酸エチル	3
4	硫化メチル	0.01	15	メチルイソブチルケトン	1
5	二硫化メチル	0.009	16	トルエン	10
6	トリメチルアミン	0.005	17	スチレン	0.4
7	アセトアルデヒド	0.05	18	キシレン	1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	19	プロピオン酸	0.03
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	20	ノルマル酪酸	0.002
10	イソブチルアルデヒド	0.02	21	ノルマル吉草酸	0.0009
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	22	イソ吉草酸	0.001

廃棄物

資料 19. 瑞浪市の廃棄物処理手数料

ごみの種類		価格	一枚当りの価格	
一般廃棄物	可燃ごみ	指定袋(大)20枚入	740 円	37 円
		指定袋(小)20枚入	450 円	22.5 円
		持込	250 円/50kg	—
	不燃ごみ	指定袋(大)20枚入	860 円	43 円
		指定袋(小)10枚入	258 円	25.8 円
		シール10枚入	860 円	86 円
		持込	160 円/50kg	—
	粗大ごみ戸別収集・運搬 ^{※1}		2,000 円/350kg	—
	事業系	可燃ごみ持込	440 円/50kg	—
		不燃ごみ持込	280 円/50kg	—
※2 産業廃棄物	可燃ごみ持込	500 円/50kg	—	
	不燃ごみ持込	320 円/50kg	—	

※1 65歳以上の高齢者のみの世帯に限る。

※2 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に規定する承認を受けたものに限る。

資料 20. 資源ごみの種類

資源ごみの種類		資源ごみの出し方	
びん類	リターナブルびん	一升びん(茶・緑)	・資源ごみ集積所
		ビールびん(633ml)	・集団資源回収
		手付きウイスキーびん	・クリーンセンターへ持込
	使い捨て (ワンウェイびん)	無色透明	・資源ごみ集積所
		茶色	・クリーンセンターへ持込
		その他	
金属	アルミ缶	・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込	
	スチール缶		
	缶詰の缶とフタ		
	お菓子の缶		
	芯式の石油ストーブ	・資源ごみ集積所	
	自転車(子ども用プラスチックホイール自転車を除く)	・不燃物最終処分場へ持込	
プラスチック類	ペットボトル	・資源ごみ集積所 ・クリーンセンターへ持込	
	白色発泡トレイ	・資源ごみ集積所 ・拠点回収(市内 14ヶ所) ・不燃物最終処分場、クリーンセンターへ持込	
紙類	新聞紙・折込ちらし	・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込 (※ 飲料用紙パック: 拠点回収(市内 12ヶ所))	
	雑誌類		
	段ボール		
	箱類		
	飲料用紙パック(500ml、1ℓ)		
布類	布・古着	・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込	
廃食用油	使用済てんぷら油など	・資源ごみ集積所 ・クリーンセンターへ持込	

資料 2 1. 有害ごみの種類

有害ごみの種類		有害ごみの出し方
乾電池 (充電式電池・ボタン型電池を除く)		・拠点回収(市役所、各コミュニティセンター、文化センター)
蛍光管	直管型	
	環管型(サークル型)	

単位

資料 2 2. 単位とその意味

単 位	意 味
ppm (ピー・ピー・エム)	100万分の1。
ppb (ピー・ピー・ビー)	10億分の1。
μm (マイクロ・メートル)	100万分の1メートル。
μg (マイクロ・グラム)	100万分の1グラム。
ng (ナノ・グラム)	10億分の1グラム。
pg (ピコ・グラム)	1兆分の1グラム。
MPN/100ml (エム・ピー・エヌ・パー・100ミリ・リットル)	MPN=最確数、most possible numberの略。 測定結果を元に、統計的に導き出した検水100ml中の大腸菌群数。
TEQ (ティー・イー・キュー)	毒性等量。毒性の強さを加味したダイオキシン量。
Nm ³ (ノルマル立方メートル)	0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積。
dB (デシベル)	音圧レベルのことをいい、基準音圧(耳が健常な若い人が聞き取れる最小とされる音の音圧)に対して、何倍の音圧があるかを表す単位。

